

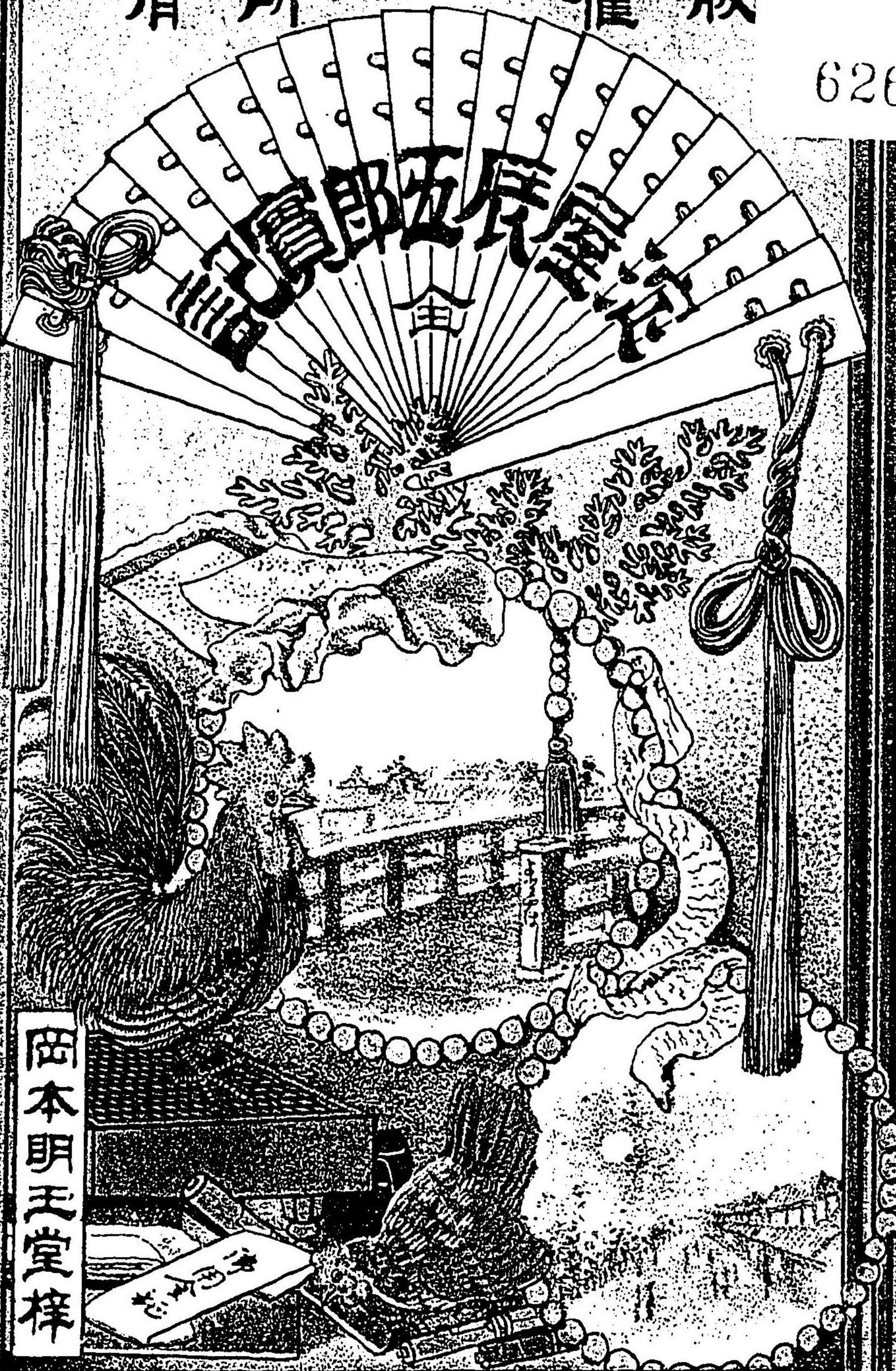
版 櫃 所 有

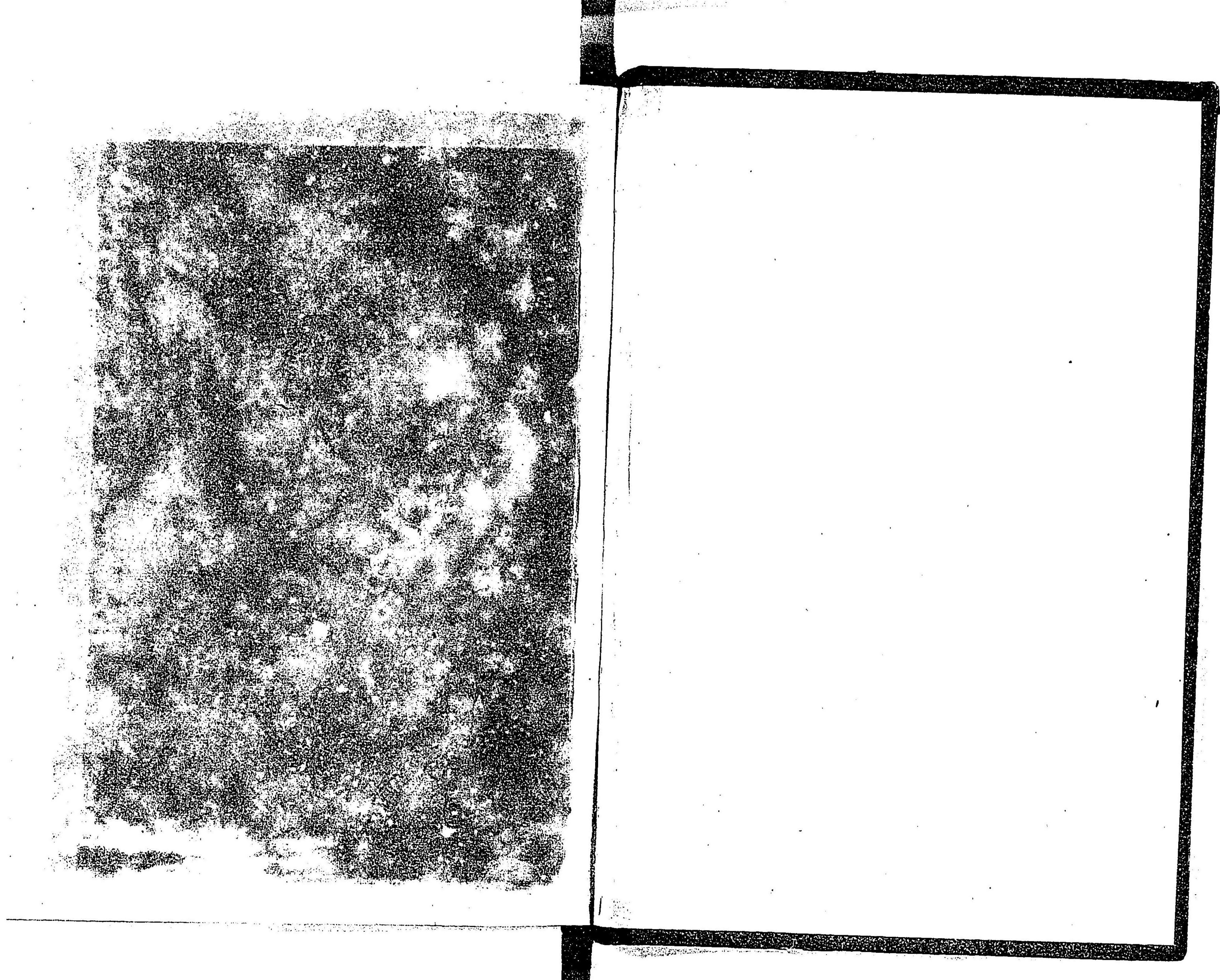
第 12

626

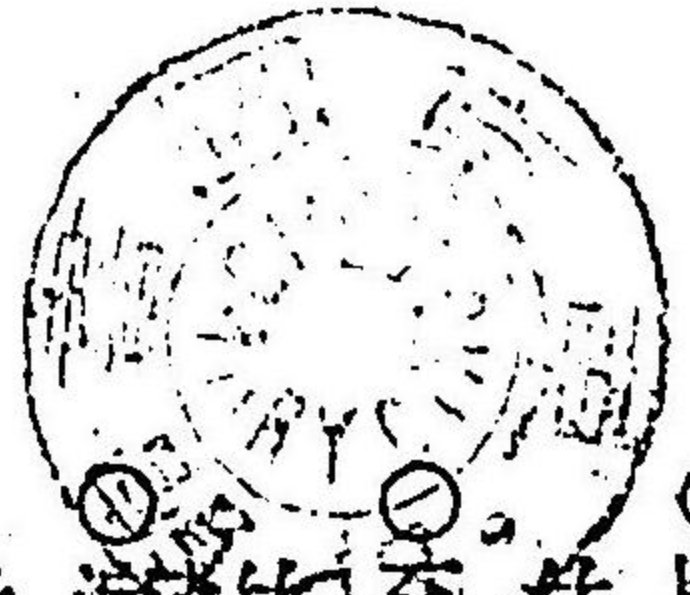
岡本明天堂

岡本明天堂



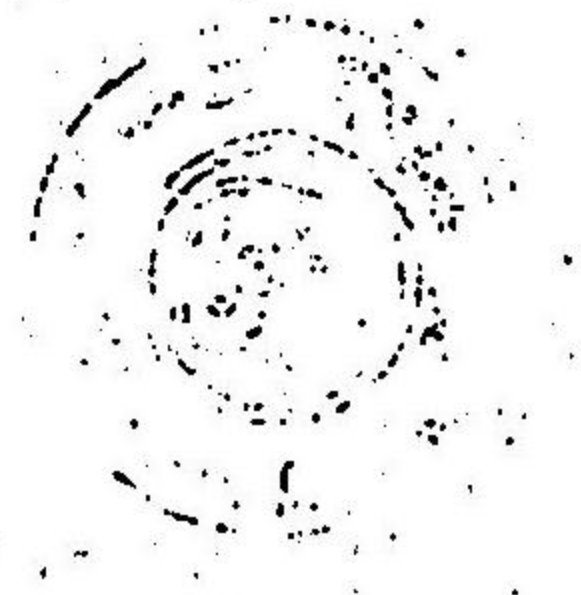


No 13669



淀屋辰五郎實記目錄

- 大坂市中繁榮萬世不易の事
- 大坂市右衛門茶臼山天王寺の陣營を献ずる事
- 豊臣太閤殿下薨去關ヶ原戦乱の事
- 淀屋三郎右衛門徳川家へ出入の事
- 大坂米穀相庭所を取建る事
- 淀屋古安驕奢活氣の事
- 并一子辰五郎出生の事
- 柳澤美濃守出頭權勢の事
- 并大坂高原へ藩邸取建の事
- 柳澤家留守居淀屋へ用金を命ずる事
- 并支配人半七圖つて之を辞する事
- 淀屋辰五郎病氣の事
- 并新町九軒の遊廓へ到る事
- 辰五郎藤屋の抱太夫吾妻に馴染事
- 并遊興増長支配人相談の事
- 徳島の豪商島屋吉兵衛上坂の事
- 并吾妻太夫を戀慕の事



- 島屋吉兵衛吾妻を身請せんとする事
- 并淀屋辰五郎金子才覚の事
- 辰五郎金調を手代権六幸右衛門に依頼事
- 并家の重寶藤屋重兵衛へ典物の事
- 義俠者天野屋利兵衛由緒の事
- 并大石内藏助の信用を得る事
- 辰五郎天野屋利兵衛に金調を頼む事
- 并利兵衛吉野太夫が事を引て異見の事
- 辰五郎再び手代に金策を依頼事
- 并権六謀書を以て天王寺屋の金を借る事
- 辰五郎藤屋の吾妻太夫身受の事
- 并時行歌芝居狂言の事
- 町目附木全彌右衛門辰五郎が白無垢を答むる事
- 并手代権六幸右衛門淀屋を出奔の事
- 天王寺屋五兵衛出訴の事
- 并手代幸右衛門召捕るゝ事
- 権六捕縛に就き糺問を受る事
- 并淀屋辰五郎入牢の事
- 淀屋辰五郎が一件江戸伺の事

- 并柳澤美濃守殿下知の事
- 淀屋辰五郎家内欠所附立の事
- 并没収の寶器点数大略の事
- 淀屋辰五郎退放の身となる事
- 并吾妻手代六兵衛隨從の事
- 辰五郎和州奈良に寓居の事
- 并家名立置願ひ江戸下向の事
- 辰五郎家名再興朱印地を賜はる事
- 并八幡庄移住先祖の姓名に復する事

以上

淀屋辰五郎實記

網島の漁夫 天保面著述

持12

626

大坂市中繁榮萬世不易の事
并淀屋辰五郎先祖由來の事

午前こぜんに曉あけ嵐あらしを起おこして解纜かいらんの船せんぱく滄溟そうめいに出帆しゅつぱんし午後ごごに西風さいふう徐ゆるるに吹ふて船載せんざいの貨物くわぶつ河口かがわに入津いりつす潮流しやうりゅう其時刻そのじこくを同おなじうせず湍瀨たんせい日々に變かはれりと雖いへども四時しじ其出入そのでいりの風かぜ異かはらざるものは之これは是こゝれ大坂おほさか府内ふうち風土ふうどの價直あたいにして實じつに黄金こがね花咲はなざきく浪華なみはの津民つたみの稼穡かせぎは不知しらぬ火の筑紫つくしの米穀こめも胡沙吹こさふきば曇くもりて見みせぬ蝦夷えぞが島しまの干鯨かじも朝夕あしたゆふべに三津みつの里揚さとあがりの竈かまどの賑にぎはひは惠めぐみも殊ことに高臺たかきやの昔むかし聖主せいしゅの御仁ごにん政浪せいなみ花堀はなほり江えに世々よよかけて尽つせぬ君きみの恩徳おんとくと古今ここん稀まれなる英傑えいけつの豊臣とよとみ殿下かみ下秀吉よしかづ公宏こう壯無さむ比ひの金城きんじやうを築きずき黄金こがねの鯨しらこ天守てんしゆ五層樓ごそうろうの頂上ちやうじやうに燦然さんぜんに因よるものなるべしされば往昔むかし天正てんしやうの頃ころ此大坂このおほさかの町まちを拓ひらき堺伏見さかいふしみの民家たみかを引移ひきうつしてより以來このかた富豪ふうかうの多おほきこと天下てんかに冠くわんたり今いま其人ひと々ごとには天王寺屋てんわうじや五兵衛ごべゑ、淀屋辰五郎とよやちごろうを始め天野屋利兵衛あまのやりべゑ、安井九兵衛あゐいぬべゑ、薩摩屋仁兵衛さつまやにべゑ、小池屋四郎兵衛こゐけやしごろうべゑ、小西屋源右衛門こゝしやげんゑもんなどの如ごときは何れも其富巨萬そのとみきまんとを貯たくはへ且かつ其家柄そのかへらと古老こらうなるを以もて天野屋あまのや、安井あゐい、薩摩屋さつまやの如ごときは後のちに三郷惣年寄さんきやうそうどしよりを勤つとむることなりし中に就ついて其富尤そのとみまたも世に勝すぐれ其名四海そのなよかいに響ひびきたるもの淀屋辰五郎とよやちごろうなりとす乃すなはち今其轉末いまそのころを記しるさん淀屋とよやの本姓ほんせいを岡本おかもとと稱なづし其名そのなを三郎右衛門さごろうゑもんと云いふ代々大坂船場おほさかせんばなる北濱きたはまに住すまし材木さいまきを商あきひけるが已すにして豊臣家とよとみけの世よを知られ大坂おほさかに其府そのふを置おきしより此所このところ彼所かところに諸侯しよこうの藩邸はんていを取設とりまけらるゝに付き淀屋とよやの其用材そのようさいを諸大名しよだいめいへ納なめ手廣てひろく商内あきうちけるにぞ是これが爲ためめ數十万兩すじゆせんりやうの身代みだいとなり終つには豊臣家とよとみけの御用ごようを承うけり御城内材木御用達ごじやうちんさいまきごようたつを命めいせられける是これに因よて家益いへます々ごと榮さかへ今いまの堺さかいの納

屋宗久天王寺屋宗及にもれさし劣らぬ身柄にて又利休居士に就て茶の道を學び朝に賓客に膝を接し夕に隱逸に風雅を友とし或時茶の湯の相伴によりて細川幽齋公小堀遠州古田織部の諸侯に交らひ殿下の御御衆なる前羽半入會呂利新左衛門など一亦た心易く交際しけるに是が爲め太閤殿下にも淀屋がここの御存じ有りけるを斯て世の中へ最と諺に於て復兵刃を弄する事も有らざりける然れ共太閤殿下に會て朝廷守護の爲め京都大坂の間に於て廣大堅固なる一城を築き公に此所に在りて朝觀と政道指揮の便に備へんとし召なりしゆへ是迄の淀城を以て其心構へどなされければ乃ち愛妾なる故淺井備前守長政が女贈右大するに公が朝參の往復御旅宿たるに過ぎざれば乃ち愛妾なる故淺井備前守長政が女贈右大臣平朝臣織田信長公の外孫女なる淀殿を此城に置かせ玉ひしなり故に殿下に兼ての思召通り地を見立て更に一城を築んとせられけるが元來築城の要の火を防ぎ敵を禦ぐを以て主となす此を以て城を築くに戦國ノ事にして今斯く太平の時に於て築くことを不吉と爲す是に因て曩に内野に御造營ありし聚樂も御所と稱して城とは云はず況や今天下一統せし上なれば城を築くこと如何とて深く古代の例証を尋ねられけるに過し天文三年將軍足利義晴公伏見に於て一城を築かれしが故有て破却せられ以來中絶なりし原由を求め得しかば然らば此古城を再興すべしとて築城とは稱へざりけり扱此度の太閤殿下自ら地利を考へて繩張を仰付らるる旨なり是に因て先づ普請奉行を定めらるるに佐久間河内守瀧川前守佐藤駿河守水野龜助石尾與兵衛竹貞右衛門の六人を撰用して之を御供に召伴れ殿下伏見に到り其地利を見給ふに墨染の北に當りて小高き山あり今は桃山と云ふ此山を取込み本丸と二の丸の宇治川の邊まで張出し三の丸の向島まで取入らるべき思召にて其分内五十町四方と

定められ隍々櫓多門切所都て残る所なく普請奉行に指圖仰渡されける抑も伏見の地形たる南の宇治川の流れにして着船の便り能く西國往還の要路なり北の洛外に續きて民屋幾千萬と云ふことを知らず又東南へかけて青山峨々々聳ゆ名に高き音羽山醍醐寺山喜撰が岳三室高野山等の皆其連峯前後に聳ゆて自然に構へし要害なり又宇治の郷中に平院扇の芝惠心院興正寺檀の島山吹の瀬三室戸岩間寺など名所舊跡多くして其景色言語に尽しがたし西方の八幡雄徳山の神廟山崎離宮の八幡淀狐川の渡り等各船の上下絶間なく誠に無双の城地なり彌御普請も始りければ石材の醍醐山科比叡山白川雲母坂等より切出し材木の木曾山土佐の峯々より切出すべき山台命ありけるが此時淀屋三郎右衛門の元來手馴し材木商なるに是等の御用に奔走し尙ほ木曾山より勝れたる良材數多買取りて尾張の宮より海に泛べて大坂に廻し吉野の奥より熊野に落し同じく之を大阪へ船積して更に河船に移し獻材と印したる幟に淀屋が家の記號を染たる幟押立て曳船數十艘の加子人夫に悉く家の印の法被を着せ音頭取りの聲を張上げ調子可笑唄ひ上れば多くの人の一齊に彼七條積に沈みたる梵鐘を曳上るときに始めて稱へしと云ふ千光國師の指圖なる長西榮西々々として大音聲に拍子取り淀の川瀬を沂れば十里の長堤左右の岸頭には是を見んとて立集ふ見物透間なく頼て守口牧方の驛を過ぎ橋本淀も近くなるに殿下此頃淀城に御在ませしが今此川邊の賑ひしきを聲着られ御茶屋の窓を打開きて川面を御覽するに巨材數多を船に曳せ獻材と記せし幟あり其他一樣に装束したる人夫數百人行聲可笑しく唄ひ來るに乃ち侍臣をして之を尋させ給へば大阪の淀屋三郎右衛門より御用材に献上の由云々なりと言上せしかば活氣無双の太閤殿下御氣敷甚だ飽しく其体相頗る御氣に適ひ淀屋奴の天晴の町人なりと御意の



淀屋三郎右衛門
 太閤殿下
 金鶏を
 拝領

りしが伏見城落成の後ち淀屋三郎右衛門を召出され此時の賞なりとて宋徽宗皇帝が眞筆なる白斑の鷹を畫さし一軸を下されけるが尙又數年御用を勤めし功勞と今度數万兩に價すべき御城造營第一の巨材を獻上せし御歡として黄金の鶏一番を下し賜りければ三郎右衛門天地を拜して悦ぶこと限り無く乃ち永く淀屋が家の珍寶とこそ成したりけれ

豊臣太閤殿下薨御關ヶ原戦乱の事
 井淀屋三郎右衛門徳川家へ出入の事

天に春夏あれば必ず秋冬あり人に生あれば必ず死あり變あるものは乃ち其常なりとい宜なる哉さしも神謀大度英邁無双なる從一位前太政大臣平秀吉公も天其壽きを借さず朝鮮の戎事未だ全く平がざるに先立ち慶長四年八月を以て薨せられければ朝野甚だ之を惜み天下須臾は灯の滅たる思ひを爲す乃ち尊骸を東山阿彌陀が峯に斂め祠を建て之を祀る天皇勅して豊國大明神と神號を賜ふ是に於て加州金澤の太守五大老の隨一なる前田大納言利家卿の内大臣豊臣秀頼公を奉じて大阪城に徙り専ら若君を守護せられければ江戸内大臣徳川家康公に伏見城に在りて秀頼公に代り天下の政務を施しける此時に於て家康の威權日々に加はり付て秀吉公に約せし誓詞の廉に背く事あるにぞ石田治部少輔三成増田右衛門尉長盛小西攝津守行長等の甚だ怒りて曰く徳川が今の舉動を以て推す時の渠終に豊臣家の恩に背き若君秀頼公を亡ひ奉つらんも知るべからず然るに池田細川を始め福島黒山の如き別して太閤恩顧の身を忘れ徳川が甘き詞に陥され渠に從ふ事誠に以て奇怪千萬なり故に今にして家康を斃さずんば後日臍を噛むの悔あるべし故に我々死を以て恩を故太閤に報じ忠を若君に致さんと思へりとして謀略を巡らし當時義に勇む大將越後中納言上杉景勝に説き其

領國に還らしめ家康の十罪を鳴さしむ家康乃ち景勝を伐んとて東國に赴く三成等之を夾み撃にせんとて先づ伏見城を攻め落し進んで美濃國關が原に於て家康と大に戦ひ稍々勝を得んと欲する所に小早川中納言秀秋が裏切により三成の軍勢大に乱れ島津義弘長曾我部盛親立花直茂等の義勇の將士も亦是が爲に崩れて西國へ退き三成行長等終に家康の爲に斬られ首級を京師に梟さる是を關が原の戦ひと云ひ其實秀頼の爲に家康を除かんとするの軍なりしが事已に此の如くなりしゆへ家康の威勢益々熾なり是より先き淀屋三郎右衛門も亦た徳川の藩邸に出入して金銀等の用を勤め且つ江戸城修營の時など先例を取り良材献上して相變らず家内豊かに家富榮へて在しが三郎右衛門の老病を以て天年を経て終りけるなり

三郎右衛門茶臼山天王寺の陣營を獻する事

并大阪米穀相場所を取建る事
恚りし程に先代三郎右衛門が嫡子某家督して業を嗣ぎ又三郎右衛門と改名して益家業に勉勵して在けるにぞ彌々繁昌を極めけるされば日月停るとをなさず慶長も早十八年を経過今年十九年に豊臣秀頼公京都大佛方廣寺を再建ありて巨鐘を鑄上げ其開眼に秀頼公にも上浴あるべしとて専ら其用意を急がれ其期日に至れば公卿以下何れも此式に會せられける處所司代板倉勝重疾走して來り梵鐘の銘に國家安康の語あり是家康を呪詛する所なれば今日の慶儀を停めらるゝなりとて其旨を傳ふ片桐且元大に驚き之を辨解すると雖も板倉些も肯せず熱然として其儀を廢せしむ是に因て大坂の將士腕を扼し家康が無禮を憤り且其盟約に背き秀頼公十五歳を過るも尙未だ軍職と政權を還さざるを怒り秀頼に勸めて兵を擧げ眞田左衛門佐幸村後藤又兵衛基次長曾我部宮内少輔盛親木村長門守重成等を募り其勢

六万人を以て城に籠る十一月に至り徳川家康同秀忠父子其兵五十万人を率て來り大坂城を圍む豊臣の將士善く戰防ぎて常に關東の將士を亡ふ是に由て十二月に至り家康方和睦を講せしむ幸村以下の將卒之を許さず家康復幸藏主の厄を納れて淀殿に説き和義を勸む秀頼公終に其詞に従ひ和睦成る然れども將士一向に之を肯せざるに依り遂に又和義敗れて翌れば元和元年再び大坂に兵を集め其勢十五万人を以て進みて大和郡山を討つ此時又家康秀忠八十万人を率ひ來りて平野に陣するを城將眞田左衛門佐幸村謀計を構へて其陣を燒討ち獅奮迅の勢を以て家康が本陣を討つ家康狼狽て從士も調はず直進に入尾久寶寺を當て進る幸村追絶ふて討取んとすれ共其所在を得ず關東の敗兵を蹂躪して城に入る此他守口貝塚の急迫龜井の夜討唐崎村の急戦黒門の火矢才田の伏勢を始とし數回家康を窘めければ家康大に恐れ其陣を堅ふして城を圍み討んと欲し天王寺茶臼山へ馬を寄せんとすにぞ此時淀屋三郎右衛門の此二ヶ所に陣小家を造りて之を徳川家康に獻納し屢陣中へ伺候して兵糧の用を勤めたり恚て城兵の眞田左衛門幸村同大助後藤又兵衛基次木村長門守重成長曾我部宮内少輔盛親薄田隼人正兼相を始め七手組の隊將其外太閤恩顧の面々千變万化に手を碎き種々の妙計を以て關東の士卒を討取り攻碎さければも家康高連にして大坂の將士其志を得ず以上の面々前後に比類なき働きして討死を遂げるにぞ今は早是迄なり屍を敵に穢さるべからずとて豊臣右大臣秀頼公に其母淀殿と共に糶藏に籠り火を縦ちて城を焚き自殺せられける之を大坂の夏陣といふなり恚て大坂落城して世も靜謐に治りければ此時の賞として家康より淀屋三郎右衛門を召出し山城八幡にて山林田地三百石を給はり帶刀免許の爲め身分を八幡侍格に列せられ尙ほ望む所あれば申べき由仰下されしに由り三郎右衛門の

有難く御受なし重て云へる様冥加至極の御上意誠に以て辱き仕合に御座候然らば尊命に
 隨ひ願ひ奉り度次第の諸國より大坂及び堺へ入津仕つる干鰯の運上を賜り度存じ候なり此
 品の元より民家必用の申迄も無く候處近頃其價を亂し高下甚しき相違を生じ中に至
 て悪き品柄を精選候向これあり買人なる百姓の迷惑少からず由て其入津の品格を改め相應
 實直の直組を立て相場を定め候へん農家の爲にも甚しき益となり又一方なる荷主に於ても
 亂相場の迷惑を生ぜざる譯にて候へば此義と尙又米穀相場所免を願ひ奉つり候是亦九近
 年賣買上甚だ亂相場にて粗悪米にして直段高く上米にして安價に賣買致す如き姿にいへば
 是等の皆畢竟する所農家と人民の便益より願奉つり義にて私一己の利益を貪る筋にて
 毛頭無之候へば此二つを許し下され度願ふ所にていと言上す家康公其請願を許されけれ
 ば淀屋は是より干鰯の運上を取立て米相庭所を設けて日々の商ひ夥しければ人の通行の
 便を圖り我居宅の前へ橋を架して名を淀屋橋と名付け北濱通りに於て四十八戸前の土藏を
 建列ね諸國より入津の米を水揚して之に入置き毎朝米市を建てけるにぞ淀屋が昌盛なるこ
 と實にいふばかりなし後世淀屋退轉の後米商相場所を堂島に設けたるにも抱はらず毎歳の
 初相場は能々此淀屋橋に出て正月四日の朝に此橋上にて相場を立てるを例となす事明治御一
 新以前の一回も欠る事あらざりしなり

淀屋古安驕奢活氣の事
 并一子辰五郎出生の事

恚て亦此三郎右衛門も已に世を辭しければ其子某家督して同じく父の名を襲ひ三郎右衛門
 と稱し別号を古安と名づく此古安の生得活氣豪奢にて且つ富有の育ち成りけるにぞ先代々

の三郎右衛門とい異りて身は是れ商賈の家に生れながら算術に通せず尙は秤衡の量目をさ
 へ知らず始めて家督を承るに親よりの讓與金如何程有しや是さへ知らざる程の事にて只其
 心に任せて奢侈に耽りけるが其居宅の年を経て家作の建方當世に適ひぬを飽ぬ心地して在
 けるにぞ一日番頭手代を呼びて曰く汝等も知る如く我居宅の先々代の時に建たるものにて
 此時の家内の人数も最と少く只材木商人に適ひたる建前なりしが今乃ち然らず米相場干
 鰯運上其外諸大名の用を聞くなれば藏屋敷の留守居を始め或は用人などの歴々常に入來せ
 らる、事なれば此儘の家作にて甚だ都合なり況や召仕の人数なども先々代の時とい其
 幾層倍なるを知らず是に因て今度家宅の普請を命すべきなれば汝等此旨を心得よとて終に
 居宅を百間四方に取廣げ表を北濱通りとして南梶木町を裏とし此間に小路を設けて是を内
 向の通用口となす（今尙は淀屋小路と字して東の心齋橋筋より西の淀屋橋筋に至る小路な
 り）其構造に土佐熊野木曾山より尤も勝れたる良材を撰みて使用し内向の普請に至りて
 は紫檀黒檀鏡刀樹を始め白檀沈香などの唐國の珍材を用ひ伊豆南島より巨大の南天樹を取
 り寄せ吉野山の奥より躑躅の大木を伐出し宮城野より木萩を求めて書齋に用ひ且又大小
 の書院の都て金箔にて張つめ悉く銀襖を立て廻らし庭に奇石珍樹を移すなど其結構の美々
 しき事譬ふるに物なし又殊更に人の目を驚かす物の夏屋敷と稱する建家なり是の四間四面
 なる一室に雨椽を廻らし曾て京都なる茶屋船と角倉船に依頼て支那安南呂宋臺灣などへ航
 海の度に阿蘭陀人より購求たる硝子の障子を立て天井も同じく硝子にて張詰め清水を湛へ
 長崎朝鮮より取寄たる錦魚を蓄ひしと云ふ恰も英國なる王宮の水晶宮も斯やと思ふばかり
 なり是に因て西國諸侯の藏屋敷なる留守居の人々も其君公の殿中に於てすら未だ斯有美

麗奇絶なる建家をば見ざりしとて一齊驚歎したりけるとぞ是の一事にても其豪侈の程の知り得べきなり主人古安の性質此の如く大氣を以て諸大名の用を聞き金銀を調達せしかば手代兼に至るまで大祿の武家と膝を接し今日彼所の振舞なり翌日の此藩邸の招待なり是の國許の産物なり彼の領分の名物なり鶴の御料理すそ分け致すとて贈り込む屋敷あれば君公殺生の御獲ものなりとて猪を釣して擔荷來る属吏あり五節句式日の祝儀に熨斗目麻上下の着付にて駕を釣せて來るれば馬上にて來る留守居あり四時其門前市を成して往來の人の佇立て其昌盛なるを羨み衆口一齊淀屋の豪盛を稱しける古安の頗る此事を面目に思ひければ若し留守居より其藩邸受持の手代を呼て今度極那要用に付千兩借用致したしとの言込われば千五百兩を用達て今回御用に付三千五百兩の調達を御依頼あるなりと達する三家御家門の藩邸あれば四千兩を用達し若し未だ用を聞かざる小藩にて縁を求めて調達の依頼あれば手代輩の評議に因て之を古安に云て其諾否を請ふに古安の其藩主の所領高を問ひて曰く先方十萬石の藩主なりとや假令用立金返付を滞ればとて十萬石の身代我に於て持つ覺悟なり宜しく其請を納るべしとて未だ些も謝断ことをせず諸事此の如く行ひけるにぞ留守居用人などより古安に接するに甚だ鄭重を尽しける已にして富貴此の如く心の儘なりと雖も任せぬものの子實なり何某卿の歌に世の中の實は澤に有ぬれを萬のたから子にしかめやもと詠み玉ひしととく貧乏人の小兒多くて日々の飢餓を忍び嗚呼子の三界の首がせなりと歎息する不自由の心配も中々辛痛ものなれども此に至りては何不足なき富人の子のなき辛痛口へい出さぬ胸の思ひの彌増りて堪がたきものなりけりされば淀屋古安の早四十の坂を迎へ乍ら身代を譲るべき子迎も無ければ彼處此所より容貌よき婦人を抱へて妾とし春夏か

けての高津の植木商吉助より名ある牡丹を取寄て移し植させ氣に適ひし妾と情も籠る深見草自ら玄宗皇帝が沈香亭の遊びを擬びて樂しみ彼桐壺の更衣にあらねど一葉散る秋の夕の斑女が閨の扇を忌みて洩らす玉露止まれかし何れか先に起臥の床に常に神女と見做して巫山に雲夢の契細かなりしがそれは是の丹誠にや男女の子三人迄設けゝるにぞ古安が悦び何に比ん物もなくして這ば起て起て歩めと待暮す親の思ひの徹らずして皆四五歳に到りて早世しけるにぞ古安が失望極り無し是のこれ富人が酒色を恣にして設けし子なれば自ら其柔弱なる故にてぞ有ける恁て年月経るまゝに早古安も六十一歳の還暦を祝ふ年とも成けるが不圖も年若き妾の腹に男子出生したりけり古安其悦び天地に比すべし乃ち之を辰五郎と名付け宛然掌中の珠と傳冊さけるが此辰五郎が十歳の時に古安の七十歳の天年を終て死したりけり

柳澤美濃守出頭權勢の事
并大坂高原へ屋敷取建の事

九十
樹靜かならんと欲せば風之を揺かし一波動けい万波之に隨ふとい宜なる哉徳川家康公天下の政權を握りしより其子贈正一位左大臣台徳院殿秀忠公謙徳を以て其後を嗣ぎ其子贈正一位太政大臣大猷院殿家光公威嚴を以て世を伏し今其子四代將軍家綱公に到り世の中益々泰平にて万民鼓腹の思ひに安せしが靈元天皇の御宇延寶八年五月に薨せられしかば之を征夷大將軍 淳和 聖學 院 別當源氏長者贈正一位太政大臣嚴有院殿と諡号せられける然るに家綱公に未だ代嗣の公達有ざりければ是に由て養君の沙汰區々にて評議一決せざりしを堀田備中守拙で、館林殿右馬頭綱吉公を勧めけるにぞ三家老中の衆議終に此に治定して乃

是を五代目將軍と仰ぎたりける綱吉公の甚だ學問を好み聖賢の旨にも通せられしかば今
 將軍職を襲ぎて屢々美政も有ける處其末年に及で失德甚だ多く爲に天下大に乱れんと爲
 す是偏に柳澤吉保を寵任せしより起る事にて此柳澤美濃守の初め彌太郎と稱し百五十歳を
 領し小普請組なりしが生得才智すぐれたれば常々青雲の望を懷きける然るに諺に云ふ鬼の
 女房に鬼神とやら府下永田馬場に住居する醫師松並養三の娘れさめとて容貞艶しく尙ほ器
 量發明にて一を聞て十を悟る才智勝れし女を妻としけるが偶々館林公へ取入り御氣に叶
 れば女房れさめの亦た御母堂桂昌院殿へ取入り頗る御意に適ひ何くれと無く御前体能く振
 舞居りしが今館林公に將軍家の御養君と成り玉ひしより彌太郎の直ちに三千石を賜り御
 側役に列し出羽守を受領せり翌年の亦一萬石加増ありて御側御用人となり始めて諸侯に列
 せり是より次第に昇進して數年の中に六萬石となり和泉國大鳥郡を領せり尙ほ女色男色
 を以て將軍の心を蕩かし終に十五萬石職大老を勤め美濃守と改め天下の政道己が手より取
 計ひ老中若年寄御側衆を始め諸役人を心のまゝに進退し實に飛鳥も落る勝ひなりけり去れ
 ば期く俄かに立身せし事故廣く武邊に達せし者を抱へて家臣となし且つ江戸の勿論京大阪
 にも町屋敷を求め物馴し家來を遣はし置き富豪の者を撰みて用金を申付け借入る、事敷
 を知らず中にも大阪の日本一の大港にして富有の商人夥しければいざや大阪に於て藏屋
 敷を設くる事諸向きの會計大に都合良しとて上町高原の東方に大壯なる藏屋敷を構へ役人
 にい今度召抱へし江戸浪人にて世事に利發なる者横田利兵衛堀十左衛門平田運八山崎彌太
 夫の四人を大坂屋敷詰と爲し専ら用金の要事を命じて大坂へ差遣しける
 柳澤家留守居泥屋へ用金を命ずる事

并支配人半七圖つて之を辭する事

英名長く存せず富貴百年を保たず春去りて花散り秋來つて葉落るの世の常の現狀よて何ぞ
 能く免る、事を得んや爰も淀屋辰五郎の十歳の幼少おて家督し先代三郎右衛門の後を承ぎ
 諸向の事を手に委任て家事を治めけるが殊更父の古安が存生中の萬端活氣と華奢に任せ
 しを以て大に身上を傾け其上諸方へ貸出したる所の金銀のます、還らずして有金甚だ手
 薄く成けるにぞ今早や新規調達金の申込一切之を謝絶して専ら干鯛の運上の得益を以
 由緒格式を備へたる町人なれば將軍家の役人へ附届けを仕來りけるに今柳澤の大老職の事
 なれば江戸へ向けて年頭の進物附届を勤めけるにぞ美濃守吉保に於ても泥屋の浪花の長者
 なる事を知り居る事に付き大坂藏屋敷詰の役人輩の相談したる上横田利兵衛平田運八の兩
 人の一日淀屋辰五郎方の手代半七なる者を屋敷へ呼寄せ申付る様此度主人美濃守儀
 甲府城へ國替仰付られしに付一家中引越しの失費夥しく是に因て御金差支へ旦那にも甚だ
 勞に思召なり付て其方儀の兼て聞及びし大家なれば當秋の物成を以て用金調達吳ら
 したし申付ければ半七の最術なき事と思ひて對へて曰く仰の趣き畏りていへども思召
 どの違ひ私方に於ても是迄諸國御大名様方へ用金御用立の金額凡百五十萬兩餘り相滞り返
 金はなく是に因て當時殊の外手支へ難義に罷在いへば一向に少金の御用にて相勤め難く
 此間此儀の御免下され度しと種々斷りを述べ運八の曰く其方儀の手代の身として一通り
 主人にも申聞す即座の返答を致す我儘の計らひ不届至極とや申べき先づ立歸りて主人辰五
 郎へ申聞せ是非とも三萬兩訖度御用に立べしとて主人の威勢を被て怒れる氣色の躰なれど

も半七の些も畏怖す然に候主人辰五郎儀未だ幼年にて諸用の私支配仕候へば申聞すに及ばず是に因て早速御返事仕候なりと弁舌を以て返答するに短氣の運入コリヤ半七僅か三万兩の借用其方が身代にて何程の事かあるべき其上秋作引當の事なれば徒に借用るにもあらず苟且ながら當時大老職の御家より斯様の義を申付なば時の面目と存じ引當ての事の辭退も致すべきの所却て主人を輕しめたる返答にあらずや彌金子用立難く右の趣返答書に町人共の印形をすゑ持參すべし其趣き宿次に江戸表へ申遣はすべしと甚だ六かしく大に行にゆすりければ當分の半七當惑し甚だ以て無体の事なりと思へども時の威勢に恐れて抗弁事叶はず一應立歸りて相談の上御答申上べしとて半七の柳澤の屋敷を退き歸りける此に於て淀屋に手代共評議に及びけるが何を云ても當家の近年手金拂底なれば今三万兩の金を他へ貸附ることの叶ふまじ且夫而已ならず目前諸藩邸へ用立金返し入れを掛合居る最中なれば假令三万兩にても新規に貸出せしとの知れば返金掛合の詞の反古となるべし中々以て今度の御用立の相叶ふまじ然れども執當第一の柳澤家殊に其役人輩の威權を層に被たる壓附の口上ふりなれば素手にて断り述難し故に何程か賄賂を以て用金調達の延引を申込置くの外致方なしとて評議此に一決してければ其翌日半七の金子五百兩を持參し柳澤の屋敷に詣り横田平田の兩人に對面して申けるの昨日仰付らるゝ趣罷歸り相談に及び申し處當時有合の殘らず借方理合せの額にてのみ只今と申ての千兩も調ひ難く然し乍ら近日に返金請取方の心當も御座いへ其節に到りなば兎も角も御用立たてまつるべし是の近頃些少にいへども主人辰五郎義各様方へ御伺ひ且つ御用金仰付られぬ段外聞面目の至と存じ水肴にても求め差上度のい得とも此節鮮魚拂底に付失敬の至りにいへども何成共御求め下さる

べく様御役人様方御受納下されいひ、忝仕合にいなりとて彼五百兩を利兵衛運八の兩人へ呈進りける此方の元來賤き浪人が俄に役人と成しことなれば斯様の賄賂の能き事に思ひて初に變る柔和の顔色にて是のこれの御芳志の段痛み入る扱御用金の儀淀屋に於て事實斯の如き仕宜とあれば何時にても調ひ次第差上げくれよとて五百兩に兩眼くらみ此場にて早速用立金の儀の相濟しける是偏に半七が働さより出づる所なりけるとぞ

淀屋辰五郎病氣の事
并新町遊廓へ到る事

扱も淀屋が當主辰五郎の其身十歳の時父に別れ直様家督に直りけるが當時の淀屋の家も古安が豪侈に身代痛み漸く傾く程にのわれを數代豪家の根柢の子なれば御乳人日傘坊様と鷹揚育ちの人品能く今年元祿十一年に十七歳と成けるが容貌麗しき若者なりけり然るに此春頃の時候不順にて世間に感冒の流行せしが辰五郎も亦た之に感じ風の心地に臥せしより平日氣に入の辨間醫師津田玄哲の此趣きを聞よりも浮世小路なる自己の家を出たるまゝ、繼いて淀屋に詰切りて日夜を去らず看病し傷寒論を誦誦して眞面目で劑する加茯苓湯銀の土瓶に煎じ上げ勸むる藥湯の世話働さの草根木皮の匙加減又黄芩湯の加味ならん諸の師匠古春の某然いにてい卒疾々參ばやと思ひいとして入來り二六時中御前にいと應諾して御行則ならば某し隨ひ參せうするにていとして椽の通ひをはしが、りの氣取りにて雪隠の隨行を其任とするの是下掛りの流議なりと知ぬべし此外鹽町笹や傳兵衛に鼓の師匠幸野喜右衛門狂言師入のうと庄右衛門浪人高橋彌五八なんどの皆病室に詰切て御氣のうかぬの御毒なりとて日頃得意の道外の口調で辨間仲間が訪問に出づれば對島藩邸の留守居よりいはいの朝鮮正

眞の干牛なり進上致すと使者を來せば加賀より紫雲熊本にての烏犀圓南部の一粒金丹を典醫に命じて調じさせ辰五郎へと賜はりけるとど實や生命の金銀にて購れぬ物に有ければ又時としての金銀が生命を購ふ時も有けり扱期の如く名醫の配劑着病の誠心に因て日々快方に赴きけるにぞ一日手代半七の主人に對ひ御病氣追々御快よき趣き日々々々御力付きの段誠に以て大悦仕つりい夫に付今日の別て天氣も宜しく世間も暖氣いへば些々御歩行成さるべし御氣散じこそ御藥なれ九軒の此節櫻の本に灯を入れて夜さくらの氣色を見するよし徐歩々々御運動遊ばさるべしとて幫間末社へも通じければ各辰五郎を圍繞つ、西横堀を南に取り新町橋を打渡り彼廓へぞ赴きたりける 抑新町の遊廓の木村又次郎なる浪人願出で、此地を許可たりければ曾て太閤秀吉公より拜領せし瓢箪の指物を此遊廓の會所に備へけるにぞ又ひようたん町共唱へけり恠て辰五郎の此廓中に來り彼九軒の櫻を見歩行て吉田屋喜右衛門と云へる揚屋に通る手代權六幸右衛門より勸めて藤屋の抱へ太夫吾妻を相方に出しけるに辰五郎の初心の只何事も恥かしく思ひけるに吾妻の忠やかに擺しけるに辰五郎の大に心に適ひ是よりの只晝夜新町へ入込み有に任せて金銀を水の如く蒔散し醫者の玄哲さ、や傳兵衛浪人彌五八鼓師喜右衛門入のうじ庄右衛門等の終日辰五郎に付隨ひ機嫌取せり追従造り旦那々々と、のかし九軒の揚屋を常宿として酒池肉林豪遊に三日五日も居續けるにぞ新町中の茶屋小屋の知も知ぬも押しなべて淀屋様とて羨みけるとど

辰五郎藤屋の抱太夫吾妻に馴染事
井遊 興 増長 支配人 相談の事

夫戀慕の闇にの明徳の光も照すこと能はずとかや淀屋辰五郎固より學問ある身にも非ず畢



淀屋
辰五郎
吾妻
太夫小
浮き
園

竟幸福と富家に生れて氣隨氣儘の養育に馴れ今漸々小兒あがりの年齢なれば何とて世の中の難義と云ふ事を辨へしるべき況や飢に泣く貧乏人の困苦などの如何でか推する慮りの有べき加之非分を諫むる益友迎ひ無く却て邪路に導く輩而已にて識者の眼よりの井戸の椽に茶呑茶碗を置くよりも尙ほ危険思ひを起させぬめりされば婚心の盛なるや銅を呑む象鐵を食ふ犬も皆此道に堪へず況や人倫に於てをや一角仙人の玉女の容形に近附て験を失ひ四目居士の呂子の命に隨ひて行を怠り鳩麻羅炎の龜慈國の玉女に縁を結び羅什三藏の四人の子を設け我朝志賀寺の上人の御息所を見染て戀病に沈む輪會の綱絆を絶ちし釋門の徒に於てすら斯の如し扱も泥屋辰五郎の日夜淫酒に犯され大夫吾妻が色香に溺れ今の普通の遊宴も面白からず此上の珍らしき事をして大夫をも悦ばさんものとて毀の紂王が妃に於ける幽王の褒似を待つ配慮なりしが終に吉田屋の前裁に鞠場をこしらへ竹の柵を金だ、みにして紅のまがい糸にて繩となし鞠が、りの木の羽二重細工の松竹柳櫻を植ゑ大勢の遊女に一樣の水子裝束花を飾りて蹴鞠の會を催しければ娼妓に馴ぬ遊び事にて蹴揚る鞠より先へ仆る、われれば我顔に中りて愁面粧る舞妓もありて是が爲めに吾妻を始め人々も専と笑ひに興じけり此外茶の湯花見の遊參武家屋敷の趣向を演じ取替引かへ案をこらし只管吾妻に打込み奢ける是に於て支配人半七の辰五郎に向ひ種々と諫めけれども曾て聞入れ用ひずして放埒彌募り往き五日七日の居續けなれば手代權六幸右衛門にも相談して兩人を迎ひに遣し主人に進めて戻る様附けるに權六直ちに新町に赴き意見の述べず却て亦新しき遊びの工夫して己れも俱に愉快を尽し是より迎ひと稱して内を出で兩人交るがはるに樂しみ居たりしが又支配人半七に向ひ今金子是程無れば諸拂出來すとて月の中に二三度五十兩が百

兩となり百兩倍して貳百兩となり偽を以て金銀を取出し私欲の振舞多けれども辰五郎の是を夢にも知らず二人を信じて居たりける半七も亦た過分の小遣との思へども權六も幸右衛門も共に子飼よりの手代なれば自然と油断して段々現状を見合せ居けるに餘り夥しき入金なれい半七大に痛心しいつもく此の如き次第にての寶を山になすとも及び難しとて辰五郎が母へも相談して印形と鍵を取上げ悪性狂ひの金錢の渡さず只小遣として漸月毎に金三十兩宛を宛がひけるに辰五郎の中々奢る事ハ扱置き一日の遊興にも足らずして追々日數も重れば借金次第に殖ゑけれども揚屋置屋の相談して日本一の長者と呼ばれし泥屋の旦那なればと催促を遠慮して居たりける

徳島の豪商島屋吉兵衛上坂の事
并吾妻大夫を戀慕の事

茲に又蜂須賀阿波守殿領分阿波國那郡徳島の城下に島屋吉兵衛と云へる者あり有福の商人にて重に材木を以て本業とし國內の北方吉野川の上流讚岐界の奥山より彼世に名高き祖谷の深山を始め土佐の領内なる材木山の多く自己が所有として此等の諸山より伐出したる木材の夥しく其他國産なる藍玉煙草を始め沿海の製鹽なども大坂表へ積登せ年古く取引なしける大坂立賣堀の平野屋庄兵衛といへる問屋へ積付け仕切萬端を委任せけるが當主吉兵衛も若年にて去年の暮に家督したりけるに大坂の問屋其外仲買の人々へも近附の爲め其身も上坂して取引先へ禮などにも廻り進物を持參しけるに問屋仲間の人々も亦た其返禮として清水なる浮無瀬四郎右衛門の樓上へ招待して山海の珍味を盡て響應ける吉兵衛の始ての上坂にて見る物ぞと珍づらしからぬなければ先づ此樓上の目前なる新清水有栖川寺

に詣り圓通大士の寶前に額づき或漂流巨海龍魚諸危難念彼觀音力波浪不能沒ど加護を願て
 の三筋に落る瀧の糸も一筋心に結びつ、頓て舞臺に退出て西を遙かに眺むれば左手の住吉
 勝間の浦右手の浪花津敷津の浦名吳と廣田浦遊の直下に當て今の家居と田畑に寸土も黄金
 ならざる無く人力以て押出るの浪花の海を埋立てし新田開拓て其對方に波止の並木の松の
 間より出船入船眞帆片帆白帆絡繹見ゆるに實に其往古敷島の道に賢き勝れ人正二位王
 生の大納言藤原家隆卿の世を通れ日相觀を修せられし大江の岸の北に隣り勝曼院の在りし
 と云ふ愛染堂の巍々として増井合坂の清流滾々たり又南に隣りて春の花秋の楓樹に詠よき
 一丘の是なん延喜聖世の昌泰年中本院左大臣時平公の讒により儒臣の家より用ひられ月の
 桂も撓めよとさばかり家の風をも吹せてし右大臣菅原道實公太宰權師に貶されて筑紫に船
 出の其折柄砂も離別を惜みけん小々浪荒くせ、らぎて船も危く見へけるにど此所に
 置て日和調るを待玉ふされば安居の天神とて今尚ほ社殿壯麗なり坂を下りなば是ぞこの直
 に極樂の東門なりと云ふ其通りをは横ざりて向の坂松山一心寺浄土大刹の常念佛信崇無二
 の靈地なり況も歳經ぬ戰場にて元和の五月徳川家康が旗本にて智勇無双の鬼神と呼ばれし本
 多平八郎が嫡男出雲守忠朝主人が言葉に怨む所ありて此日や豫て討死を決め比類なき働
 して家臣數人と諸共に城將眞田幸村が隊に討れたりし墳墓の寺中に在りて勇士の哀れを存
 したり東へ續きて茶臼山是なん昔仁徳天皇の山陵經營玉はんとて彼所御所築かせ玉ひてし
 其廢陵の一所なれば四天王寺も已にして荒陵山とい号たり丘の東の一字の寶閣是なん青面
 金剛童子にて實に日本最初の降臨とて奇特の事も多ければ見ざる聞ざる言はざるにしかざ
 る程を慎みて信する方を信なめり此邊大路の往昔の熊野往還の官道にて白河法皇の御乘輿

も安藝守平清盛と其子重盛一齊に馬上打せし熊野詣の道筋なり北方に中りて南大門朱欄の
 層閣半空に峙ち金剛二天の守門して惡鬼妖魔を降伏せしむ是なん廣目持國增長多聞四天王
 寺の伽藍にて四邊の廻廊丹青に彩り五重の寶塔雲を衝き金堂の光彩仰で眩すべく瑤池の
 芙蓉の清香を放ち石階の舞臺の太平樂の拍子動ます盤渉黃鐘兩調の鐘響の彼岸に達す講
 堂に大衆法を煉れば龜井水に俗人經木を濡す聖徳太子の寶廟の清涼殿を摸し内陣の常燈信
 心の肝に銘す此外紙子堂に頭瘡を搔てむつかる小兒あれば納骨所に鼻を酸くして泣く未亡
 人もあり東門に横柱を搔て耳を添ゆる乳母あれば石の華表の下に柱石に掌を鳴して音色に
 感する丁稚あり塔階に足を上して遠望を悦ぶ田舎漢あれば茶店に行廚を下して飲食を欲ふ
 都下人あり其趣きの千差万別なるを見るもの悉く珍しからぬなれば吉兵衛の大に其
 目と意志を悦べし又餘念なくも見へけるが斯て其日の宴も終れば平野屋庄兵衛の又た逗留
 中の鬱を散せん爲とて其居室より程近き新町九軒へ案内して吉田屋喜左衛門が方へ揚り
 藝妓を聘て座付の酒宴を催し盃の獻酬酬なる時仲居の例の轉進の借りを始め扇屋の要人
 さんと呼びて盃を進め次て炭木屋の童子さん樵屋の馴衣七越雛鶴若びら白糸誰妻なんど數
 多の娼妓を引見せけれども吉兵衛の只珍らしとのみ見惚れつ、未だ其心に適ふ者もなき現
 狀なれに庄兵衛甚だ氣を苛ち更に仲居に耳語して此上の太夫衆を出すべし尤も當時の全盛
 なれば吾妻こそ望みなれとて頓て吾妻を相方と定めけるに吉兵衛の一目見るより大に悦び
 是こそ誠に天女の降臨にてもや有ん斯る美人と樂むこと金銀の物か我所有なれば材木檣
 打込む迎も厭いとて是より日々九軒に來り揚屋に上りて夜々の散財に金銀を持ちらし吾
 妻が心を悦ばせんとて種々心を尽すといへども吾妻の已に泥屋辰五郎と言ふ立派の客あり

て其身も亦辰五郎に生涯を共にせんとの願望なれば初會よりして下紐を許さず吉兵衛が兎や角と心を焦し思を惱して言寄るは此方の痛苦倚は除けんと思ひけるの實理なる哉辰五郎の風流にして諸事に穩當き當世息子況も金銀自由の身上と彼方の有福を鼻に出て鳥なき里の蝙蝠が白足袋穿けるを自慢にて（蜂須賀家の領分に士分以上の白き木綿足袋を許し其以下平民の紺足袋を穿つ令にて若し町家の平民なれば特に家格ある者か或の金穀夥多を獻して國用の費途を補ひし者等へ此白足袋を許して士分に準ずるの格式となす）其詞さへ然じやけんと思ひけるの口調なれば太夫の物かハ藝妓仲居も蔭にて目曳き袖ひさあ、けんを否じやけんと思ひける仕方なし座敷賣る身の勤の辛苦とかつ詞と繋接が自然と後に見ゆるに吉兵衛甚だ無念に思ひ何がなして彼等を思復す程の遊びをしてんと先づ此趣意を問屋の庄兵衛に談合に庄兵衛少刻考へしが詞しづかに對て云やう彼吾妻が色客なる辰五郎の淀屋と云て大阪にて一とて二とない長者にて其家に蓄ふる所の金銀の何程有るやら未だ主人も支配人も悉く計へ尽されずホソノ表向の出入勘定なる高而已にて金庫に有る數の一向しれぬものことなれば此頃の如く遊興に付て淀屋と張合ふ事ハ我が方に益無ふして結り辛勞損と云ふべきなり是に因て何と寧ろの事彼吾妻太夫を出しぬけに根引して彼に鼻を明させること宜しからん如何程の長者にても遊里の金に拂底の有るならひ特に當の欲の辰五郎も近頃餘りの金遣いにて支配人番頭の評議にて月々の小遣ひ金の額を定めて宛行ふ由なれば何程豪富の主人にてもまさか火急に身請けの金を持參せよと言はれまじ故に貴公も吾妻太夫を御執心とあれは手早く身受けなされては如何と進めけるにぞ鳥屋吉兵衛大に悦び如何様左様致すべし我も阿波一國に於て人に知られし吉兵衛が

なま中新町九軒の達引に女郎一人に振られしとて此噂徳島中に聞へなば最と外聞にも拘はれは早速御進めに隨ひいべしとて是より吾妻太夫身受の相談に及ひける

鳥屋吉兵衛吾妻を身受せんとする事
并淀屋辰五郎金子才覺の事

扱も淀屋辰五郎の放蕩日々に増長して浪費の額も底止なければ支配人半七を始めとし篤實なる手代六兵衛の痛く心配し後室へも相談して先頃より當主の小遣の金額を一ヶ月に三十兩と定め是より餘分には渡さるにぞ辰五郎に於ては其身が遊山と九軒通ひに乗たる駕籠代にも足らざれば辰五郎も是に大に困り金を借入れんにも印形なければ是さへ爲べき様無くて權六幸右衛門兩人の手代に相談しければ權六も額を撫でされば其義にては已に今日まで仰の無くとも我等兩人も御當惑の事を察し如何様とも金策仕らんと存ては先づ兎も角も半七へ入譯を申聞せ當節季迄に金子調ひ候様に致すべしとて是より兩人の手代より支配人半七へ体を繕ひ言葉を設けて種々示談に及と雖も半七固より權六も幸右衛門も其心情宜しからず此兩人こそ主人が爲にも淀屋が家の爲にも害を爲す四肢心中の蟲なりと知り居れば中々聞納る様子無く曾て承引せざるにぞ兩人是非なく是によつて當時隱居の後室へ談し入けるに是亦た始めより懲しめの爲なる心組なれば些少の金銀にても渡さずして不自由を興へば自から放埒の止ることの必定なりと思ひ居るにぞ一向取合ふ氣色なければ今ハ早月の三十日に押詰り儲と節季に行當りて二進も三進も動かれねば辰五郎親から半七へ頼みけるにぞ半七頓て答るやう成程御難儀の尤にては何様過分の書出しなれば節季も過なば篤と吟味致し御後室にも申上其上にて工面も仕るべしとて隱居を口實として取敢ねば辰

五郎の我家ながら母親の立腹に隔てられ據るなく諸口の拂を節季過まで断を言ひ都ての半七が受合ひなるにぞ茶屋も揚屋も一齊に何が扱て名に負ふ大家の支配人が受合ふこと、あれバ今ハ早表向きにても取れる金なりとて心能く得心して居たりける一日阿波の客島屋吉兵衛問屋の主人平野屋庄兵衛と同道にて此日も華美なる散財して吾妻も座敷へ呼迎へ専と愉快の酒宴に人の心も白真弓我面白の目的あれバ頻りに勇み喘り乍頓て揚屋の親方を呼び吾妻太夫を身 せんとて此旨相談に及びけるに親方熟々思に今日目前吾妻を身受せられてハ五百兩か乃至六百兩ならでの受取る事ハあるべからず畢竟ハ阿波の客人が大敵ハ淀屋にて且又辰五郎ハ吾妻に厚けれバ是まで阿波の客との張合にて互に繁々通ひ來るにぞ双方へ賣る揚代にても兩方合せバ百兩の上に出で其外心付など彼是一月に四五貫目餘りも金儲けする吾妻なれば一年に積れバ莫大の相違なり斯程の太夫をハ少分の金にてハ放し難し先づ大概二千兩位の價直あるべしとて親方の黙算して島屋に對ハ吾妻太夫御氣に適ハ根引して遣はさふとの思召當人も嘸満足にて悦び申べく是に依て私に於てハ第一の金箱とも云べき太夫なれ共御懇望に隨ハ手放し申べし身の代ハ二千兩にて候と云けるにぞ流石の吉兵衛も恟りせしが是迄の云掛り今更止るハ殘念なり猶更人の批評ハ逃れ難く近くハ辰五郎が手前此後ち二度新町へハ通はれずと心を窮めハ親方吾妻が身の代高ハ承知せり何分此方へ根引すべけれバ先づ只今手元の有合銀拾貫目手付として差入れ置き跡金の圓元より取寄せ太夫の引祝ひ等もなすべしとあれバ親方の重ねて否太夫が事ハ常所の淀屋辰五郎様よりも先達て身請の相談も承りし事なれば只今貴客へ承諾して手附金を申請たりと在てハ淀屋様へ對しても相濟ざる譯なれば何れ様なりとも二千兩を包み引換に仕るべしとて手附の銀

ハ受取らねバ吉兵衛も爲様なく然らバ早々國許より取寄すべしとて其日ハ其儘歸りけり恠て親方の猶も大金にせんものと早速辰五郎へも右の趣きを知らせ遣り一段と氣を持せ蒐れば左なきだに戀慕の淵に溺れたる煩惱の犬吾妻ならでのと思ふ辰五郎恠と聞より顔色はつと赤面し是迄ならバ今此座にて直ぐに根引もするなれと窮屈不自由の今の身上二千兩の金内より取出す事ハ心に任せず然迪深ふ馴染し吾妻太夫今更外へ受出せてハ一分立すハテ如何がなと差當りたる當惑に取分け吾妻の氣ハ半狂亂今日が今迄も貴郎に別れて外へ往くことハ心の染す何卒生涯御侍に居て添ひ遂げたき願望なるに人も有らふチ常日頃より顔見るさへも氣に染ぬアノ吉兵衛主のけんぞけんぞを聞さへも戰慄する程否なるに此上尙白足袋さんの方へ引取らる、者ならバ夫こそ命も織くまじ願ふハまさま何と加して急に身請をしてたべと吾妻の杜の下紅葉男の膝に時雨なし濡て色濃き姫鷲の締からみつ、泣伏バ實に大象の暴き物すら女の髪にて結へる繩にハ能く繫がれて動かす女の足跡にて造れる笛の音にハ招かずとも雄鹿ハ來ると辰五郎ハ今此情婦に泣口説れ身心爲に慕るが如く又筋骨ハ醜醜に成る如し少刻して云へる様必ず案する事なかれ汝が身受ハ我ぞする今日ハ是より家に歸り一日も早く金拵ハ重ねて來る時こそ其日が乃ち身受の日汝にハ亦ハ引祝ひの日にて有なれば必ず吉左右待べしとて頓て揚屋を立出て我屋を當て歸りけり

辰五郎金調を手代權六幸右衛門に依頼事
并家の重寶藤屋へ典物の事

恠て淀屋辰五郎ハ思ハ掛なき身受けの出來事に降てわいたる胸の困難其金策に心ハ苛ち凝す思案に氣ハ屈し一日二日と家に在りて頻りに工夫を考へ居るに吾妻の方よりハ身受けハ

四十三

如何今日明日にも阿波より手出しをせられうか最々心落着かず急に身請けをなされてと催す多の千度に増り讀見るよりの氣も有頂天嗚呼火急に根引をせんと思へど我内ながら自由をさせず夫故氣儘に金子を取出す譯に猶更成らず又末社の輩とも相談して他家にて金子調達せんとて種々なせども肝眞の辰五郎に印形無くしての調ひ難く其上若し銀主より尋合せに淀屋へ往けば支配人半七より其義の一向存せずと挨拶しけるに毎度談合出来かね角する中日數もたち茶屋よりの催促して止まず吾妻の恰ら狂氣の如く氣をせきて若しも身受して給はらず今の生き居ても詮なければ御返事次第命を捨んならぬことなれば今一度御顔を見せてたひ給へ夫を此世の名残にて三途の川にて待申さんどて歎き籠めたる手紙に堪らず手代權六幸右衛門へ爾々なりとて商議をなせば兩人も今更如何とも力に能はず去り迎主人が御心配餘所に見過す譯ならず果どうがなと手を掛き屈撓に傾きしが權六頼て横手を拍ち警へにも云通り一時延れば文珠の智慧期が延べの掬利すと申せば今爰で金の四五百圓も吉田屋へ渡し手附とい云はずして二千兩當座の内金渡しと名を替て吾妻が親方も故障有まじ始め阿波の客よりの手附金として十貫目を差入る由を斷りしは是吾妻が身の上を少刻にても手附金にて引延されるを厭ひての事なれば當方の三四倍にも成る金額にて殊に内金渡しの事なれば已に二千兩の早彼親方が所有に同じければ是をも突戻す事決て有まじきなり尤も其應對の此權六こそ致すべけれ扱其金の出所と云へば其所が乃ち一時免れの眼目にて迎も眞面目で出来る筈なし故に此所一番若旦那にもぐつと手荒な御了簡無ての叶ふまじシテ其方策と云ふの幸にして幸右衛門御主人の寶物器財諸道具出入の役なれば何と當家の重寶白斑の鷹の一軸と定家の色紙其外に黄金の鶏の隻羽と本人參の一箱金の藥罐一個

五十三

を潜かに取出し申されよ其上我門か御屋敷の附合より段々心易くなりし鹽町の質商藤屋十兵衛方へ吞込ませ受判なしに金子の五六百兩も借入べし然様して置いて日を緩め跡金千五百兩か又の二千兩の金額を金策せば又々出来る考へわらん何を云ても足元より鳥の起つ如き火急細工での中々及び堪へざれば何と幸右衛門此所の汝の役廻り十分働き旦那の御爲に成る氣の無いか是より外に詮方なしと鼻うごかして説出れば何れも思慮に乏しき若年の三人相談疾に之に決し善い急げと云からの幸右衛門早く取出すべしとて其日の中に寶器の五品を盗み出し潜かに本宅より持出し權六の藤屋十兵衛へ趣きて云へるやう今度主人辰五郎火急に金子七百兩入用の事出来せしが固より私事にて表向き支配人へ通知すべき事にあらねば是が爲に一時の繰廻しを頼む所なり依て淀屋が家の重寶を御預け申せば四五月の間融通ありたし尤も辰五郎直借の事に付別紙此通り頼談の書状を相添へたり此儀を偏に頼み申なりとて事實大概物語り最と餘義なくも頼みけるに重兵衛の大に迷惑し當質商に於て一受判なければ御觸面にも違ひて犯則なり其上穀物諸品の荷物と違ひ舊家の重寶とあれば其家に取りての格別手前方などにての一向望ましからぬ品なれ共御咄しの如くにての御主人の困難と云ひ事火急の入用筋にて他家へ御頼なざる運びにも至らぬ由誠に御氣の毒に存ずれば先づ五百兩の御用達申べし尤も期限迄に必ず御返金頼入るとして所望の金額に足らねども寸善尺魔の世の譬是外しての叶はずとて乃ち其言の如く五百兩を借出しければ辰五郎大に悦び先づ四百兩を吾妻が親方へ渡し久々に九軒にて酒宴を催し醫者の玄哲さや傳兵衛浪人彌五八鼓の師匠幸野喜右衛門入のうじ庄右衛門等をも呼迎へ此日の愉快の遊びを催しけるに吾妻も日頃の愁を散じ喜び顔の賑々敷陸言さへも細かなりしが是より後

池更に復た殘金調達に心を苦しめけるが任せぬ者の金子事として辰五郎の兎様斯様案じ居りしが寧ろ是迄より藩邸の附合其外茶の湯の交際にて心易き間柄なる天王寺屋五兵衛か小池屋四郎兵衛などへも頼まんか此他鴻池善右衛門加島屋久右衛門杯へ咄して見んか尤も當時鴻池加島屋の如き日の出の勢なれども未だ其身代も新らしく是の天王寺屋の如く舊來の附合にても非ざれば是又心に任せず嗚呼何とすべきと困じ果しが夫々確と忘れて居たりけり天野屋利兵衛殿こそ先々代よりの懇意にて殊更今の利兵衛殿の天晴義に強き人なれば此事情を打明て頼みて見ん然なり左なりと打黙頭直に衣類を改めてやをら立出んと爲したりしが否々如何も我がことを我が打付に頼むの何共氣後れして云惡し彼津田玄哲老も前廉の天野屋へ出入りしたりと聞けば是より浮世小路の玄哲老に逢ひ此事宜しく頼んで見んア、否々是も宜しく無い津田より口上を取次せば其詞でも他人の事と我事の自ら違ふ事なれば利兵衛殿より只一向に斷謝受ての詮ない事ア、是のやはり直談する方が近道ならんエ、寧ろその事往てこまそと進まぬ脚を引き重げに十間往ての佇立二三丁歩みて沈吟しつ漸々此に思切り内淡路町當て赴きけり

義侠者天野屋利兵衛由緒の事
并大石内藏助の信用を得る事

人に博愛の徳ある之を仁と謂ひ嚴斷の徳あるを義と爲すといは是ぞ則ち君子たる人の行爲に附着ものにて世に君子と稱せられ自ら亦た君子を氣取る者多しと雖も時に於ての進み時に隨ての退く如き者は是皆君子の面を假り君子の名を僞る者なり故に君子の能く士大夫以上に在りて農工商の平民にのわらざる者か何ぞ然るべきの理あらん糞桶擔ふ小百姓にも米踏

ひ男もらを竹仕替の稼人にも豈夫れ眞の君子無らんやの爰に誠の君子ありて能く後世迄も其名を揚し人あり開の大坂内淡路町にて東横堀の東側に住居して干鯉を商内する有福の町人天野屋利兵衛なる人にて此家の先祖より年久しく福有なれ己に東照神君が未だ江戸大納言にて大坂の藩邸に在せし頃より立入なを致しけるが元和の戦争に天下徳川家に歸し大坂の御番城と爲り城代町奉行何れも江戸より赴任して市政を管る事と成しより町人の中百貫目以上の身代にて古老にして且つ才智ある者を撰みて大阪府内三郷惣年寄を命せらる此三郷と云の南組北組天満組の三つに區別なしたるものにて此時祖父なる天野屋利兵衛も北組惣年寄に命せられ町方差配を勤めける時に寛永元年將軍徳川家光公並に大御所秀忠公にも上洛ありて朝觀の典を擧られ京都登下への其地の地子錢を免し夫より大阪城に入らせられしかば此時府民の三郷組々を區ち町年寄之を纏めて城の前馬場の芝生へ出て將軍を拜禮せんことに決しけるにぞ此由惣年寄より上申に及びければ將軍にも大に満足せられ頼て當日にも成ければ寅の刻の曉天より馬場の空地に寸隙も無く府民の葬と詰居たり卯の中刻に至りて將軍の大手門の北手なる櫓に出られ金の采配を狭間の扉より差出して人民に出御を知らず是を見るより衆多の人民一同に皆恐悦を唱へけり恁りし程に其翌日天野屋利兵衛安井九兵衛などの惣年寄を召出し今度御土産とし銀子二百貫目大阪市民へ下さる旨を達せられ乃ち白銀を下附せられけるにぞ惣年寄の之を請取り町中の年寄を集會して之が配分方を評議に及びしが衆議未だ一決せざれば天野屋利兵衛の發言して曰く各未だ其分配に付て一定せず是を以て某が存するに今般の御土産金を府民平等に割當るものと假に定めんに其分配金の何程にも當らざるべし是に因て小前の者なを忽ち今日の糊口に使用果せ

已に昨日の御土産金の無き物なり若又使用こと成らざれば金錢の空しく其要を做さずして徒らに箱の中か柵の隅に在るを免れず是却て御土産金の詮無きものと云べし故に某の此二百貫目を以て大なる梵鐘を鑄立て其中への此白銀の中を何程か鑄込て鐘樓を取建て二六時中に之を鳴せば府民の其時刻を知るの便を得て鐘の音を聞度此度御土産金の御冥加と將軍の恩恵を頂き且又當時の現狀を思出す事なれば後代末世の紀念とも成り申べきが各如何に候哉不同意なれば藏に及ばず介意なく申述らるべしと云に安井九兵衛の横手を拍り如何様是の名案なり某に於てに至極の善事と存するが人々如何候べきと一座を見廻し扣居る町年寄の一齊に成程天野屋惣年寄の貴説の如く軒別に割當れば少分の事にて小前の者の今日有て明日無き金錢なり之を與へざるも差當り飢渴に陥ると申す譯にあらぬは是の乃ち天野屋惣年寄の高案に隨ひ申べし我々の其旨を町内の人民町人借家の小前の者迄も厚く此義を申諭すべしとて御土産金の振方の遂に此義に一決しければ當時高津村に梵鐘を鑄立てる鍛冶の名手在るにぞ乃ち之に命じ撰文を學識の高僧に托し鐘樓の土地を撰みけるに上町にて第一等の高き土地を撰み地所を買入れて是へ設け番人と報告者を常住日夜詰切らせけるにぞ其所を釣鐘屋敷と唱へ所在の町名も亦た釣鐘町と稱しけり（此梵鐘今の大坂博物場に在り撰文及び施主鍛工皆其鐘側に彫入れたれば其煩はしきを厭ひて此に省く好事者の就て見るべし但し其鐘聲の音調の尤も清亮にて鐘樓存在の昔日の其鳴音三郷市中に響き府民の永年時刻を智覺するの便宜を得たる事實に其益廣大なりしを追懷せり）天野屋利兵衛の斯の如く事に臨んで名案を建て方便を施すに敏捷なれば三郷惣年寄の上座を占め時々町奉行の諮問に對へて府内の政事に參與する事も多かりしとぞ己にして此人没しければ其子亦

九父の名を襲ひて利兵衛と稱し是又惣年寄を勤めける今茲に三代目の天野屋利兵衛なるが此人の別して父祖にも踰たる仁智と義強き人にて此代にの家益々富榮る其身の同じ惣年寄を勤め傍ら諸侯の藩邸へ出入して藏屋敷より大坂の公廨へ關る用談の其樞機を得んとて多くの惣年寄へ相談するに毎度其事件便捷なれば何れの藏屋敷に於ても留守居用人などより別て此惣年寄との懇意を結びけるに不利兵衛も諸方の藩邸へ出入しけるが就中播州赤穂の領主淺野内匠頭殿への大坂屋敷の名代人をさへ勤めけるにぞ淺野家へも殊更懇意を以て立入して居たりける一歳利兵衛の播州へ下り赤穂の城に詣り當君公淺野内匠頭長矩殿へ拜謁せし縁有しが恰當此日の淺野家が寶物珍品の土用干虫拂の日に有ければ家老大野九良兵衛より許して利兵衛にも寶器珍品を拜觀せしむ利兵衛固より好む所の觀物にて有ければ案内に誘引せられ其所に到りて許多の器物珍寶を拜見し乃ち其所を出で、城中を退出し自己が宿所に歸りけり實に災の垣垣の中より起ると實なる哉本日別て君公が愛藏せらるる所の金無垢毛彫の目貫を紛失したりけるが是に因て城中大に騒ぎ俄かに下知して其所を捜めけるに未だ其目貫を得ざりければ當番の士の色を失ひ今や切腹に及ばんと爲す衆人當日の概況を聞くに外より入來りし者の天野屋利兵衛のみなりと云ふにぞ是に不審渠の身代も宜しき者なればよもやとの思へども人の見掛に由らざれば扱ひ利兵衛が仕所爲ならんと衆評此に決まりければ此由を家老中へ申出たりける此時大石内藏助も詰所に在ければ此趣きを聞て以爲く是の必定盜人の他に有べし然れ共衆評此に出る緯なれば一應尋問に及ぶべしとて内藏助の利兵衛を呼びて稍地に此由を話しければ利兵衛の熟々聞居たりしが即ち内藏助に對ひ御尋問の趣き甚以て赤面の次第申譯これ無く候實の見事の御目貫に付私頻り

好ましく不圖盗心起り密かに取歸り候間一身の處置貴意に御任せ申べしと有けるにぞ内
 藏助始め大野九良兵衛與野將監原宗右衛門の人々の其意外なるに打驚き互に詞の無くて暫
 時の目守り居たりけり内藏助の利兵衛に對ひ是の存じよらざる事の次第かな然らば追て沙
 汰致すべきに先づ旅宿に扣へ居らるべしとて利兵衛に命じて退かせける是に於て内藏助の
 心中に思ふ所あれ私かに人を以て赤穂城下の質屋道具商を探索致させけるに或小道具屋
 に於て右の目貫を檢出けるに是より沽却主を搜索して本犯の盗人を索め得たりければ内
 藏助頓て利兵衛を招き事の次第を申示し扱其方自盗みしと云ふの理を問へば利兵衛の微笑
 して曰く小生が不慮の災難にて併乍ら小生存せぬ由を申募れば是が爲に味吟に手が入り
 城中無騒ぎ申べく依て此事世間へ聞へて又自然と君公の御名にも漏はる事に付乃ち小生盜
 人と成ゆ迄にて尤も紛失の御場所と云ひ且の小生より外に當日人の來らざる趣きに付て
 大藏圖屋も究り居れば旁以て小生甘腹致したる譯にていと述けるにぞ大石内藏助甚だ感
 心し心中私に其膽力を賞賛したりける是に因て後年主君内匠頭長矩勅使饗應役を蒙り此事
 に付て營中に於て高家吉良上野介義英を及傷に及ぶ其所爲大不敬に坐して内匠頭長矩に
 即日死を賜ひ城地を召上げ其家斷絶するに至れり是に於て内藏助良種々肺肝を碎き藩士
 多人の中より信義金鎖の士四十餘人を結び吉良氏を襲ひ其首級を獲て君公の墓前に其靈魂
 を慰めんと欲し衆人と共に復讐の念慮を固くせしと雖も如何にせん此時用ゐる器機裝束繼
 槍半弓梯子の類之を托する人も無れば此一義に於ての適の大石良雄も殆ど爲術なかりしが
 不圖天野屋利兵衛が膽力信義に富たることを思出し乃ち密かに利兵衛に面接て内藏助自ら此
 事に應せんことを囑す利兵衛異議無く承諾して専ら其器機を製作させ之を稍地に江戸の同

志堀部彌兵衛の方へ廻送させたりけり是に由て大石内藏助以下四十餘名の義士の元祿十四
 年の極月十四日昨日より降れる雪と共に日頃積りし故主の復讐を遂げ吉良氏の首級を菩提
 所なりし芝浦泉岳寺に送り君公の墳墓に手向て臣子の道を尽し名を後世万天に輝かす事を
 得たりしが天野屋利兵衛は是より先き内藏助の頼に因て引受けし彼夜討に用ゐる武器の中其
 注文を受けたる槍劍何某より當代治世の天下町人の身分不相應なる注文に付之を密かに町
 奉行へ訴出たりければ是の必ず容易ならざる企圖するものならんとて即時に利兵衛を召
 捕之を吟味するに天野屋利兵衛の些も怖れず如何にも右の品々の或方よりの依頼を受けて
 小私より製作致させたる事相違無く然れ共此頼人も亦た當時將軍家へ對し奉つり野心の
 企て弓を換さひなどの義にの毛頭之れなき事にて私亦た具に其頼人等も白狀致すべきに
 て然れ共只今の如何ほどの拷問を受け候共假令一命を終る迄も白狀仕つるまじく又天下
 へ野心を挑みみ譯にて候はぬ事も明らか候へば只其時節を待て自首仕まつり候なりと
 て屢々呵責の筈に厳しき拷問に掛ると雖も此も白狀をなさざりしかば奉行にも心中少しく
 悟る所あるにぞ其儘牢獄へ下られ居たりけり恁て其年も暮れ明れば元祿十五年の二月にも
 成けるが此時新たに囚人と成し者の江戸の者にて在しが牢内に於て種々の物語せし中去年
 本所なる吉良が藩邸へ故の赤穂の城主淺野内匠頭が家來大石良雄以下足輕寺阪吉右衛門に
 至る四十七人義心金鎖の人々同時に裏と表の門戸を打破り搦手の大將に良雄が嫡子大石
 主税良金眞先に進んで斬入り突入り求れども怨敵たる吉良上野介義英の所在の知れず義徒の人
 室臺所と表裏一度に込入て搜し求めども怨敵たる吉良上野介義英の所在の知れず義徒の人
 々切齒をなし家を捨て妻子を棄て親の非業の及に死し身の義理に迫りて自殺せし者有に至

るは是皆吉良殿の首級を得ん爲なるに討渡して何かせん迎氣疾き若輩の己に切腹にも及ば
 んどせしが大石良雄之を制し是より土藏納屋小家雜用部屋迄残る限なく捜せしが思ひ掛な
 き柴部家より手向ふ者の有たりしかば武林唯七間重太郎の兩人の相手の者を右と左りへ
 討留めて間の槍を入れて見れば手むたへなせし心得ずとて武林諸共飛込で引出したる老
 人の是なん四位少將義英なれば合圖の呼子吹鳴し同志を此に呼集め良雄の吉良に挨拶して
 終に首を討落し近所の邸へも断絶年泉岳寺へ退取しが天晴無双の所爲なりしが其道筋
 の見物人の皆親しく目撃どころ小生も亦た永代橋邊迄附往て見物したる所なりして泉岳寺
 へ退取る以前吉田片岡などの人々を御老中脇坂殿へ差出し御届け申出させしが其夕方に義
 士の人々の細川久松毛利田村の四家の大名へ御預けとなり今尙ほ其處置の評議中なりと委
 しき話を傍にて熟々聞取る天野屋利兵衛其翌日に白狀すべき旨を申出けるに乃ち奉
 行の利兵衛を牢獄より引出し其口上を聞取るに頼人大石内藏助にて此度の復讐に使用べき
 武器なりしことを白狀に追ひしかば茲に於て利兵衛が犯狀の疑ふ可きもの明白なりし則
 ち大坂町奉行所より此旨老中へ上申し天野屋利兵衛が處置を伺しが利兵衛の三都御構ひに
 て家財を欠所に命せられしかば是に於て利兵衛の山城八幡へ引移り松永土齋と名を更め生
 涯風月を樂しみ安樂に天年を終りけるとぞ是の如き性質の人なるにぞ今淀屋辰五郎が若年の放蕩終
 る者と云べきなり去れば利兵衛の此の如き性質の人なるにぞ今淀屋辰五郎が若年の放蕩終
 りに其家を覆さんことを痛み暗に異見を加へし物なりとぞ

辰五郎天野屋へ金調を頼む事
 并利兵衛吉野太夫が事を引て異見の事

扱も淀屋の常主辰五郎の詮方尽たる金策に進まぬ脚を北濱より懸と苦勞の浮世小路を通り
 過ぎ高麗橋を打踰て歩み來つれば心當す家の近付く物からに主人に逢ひて商議せんに何と
 咄しを向くべきぞと思案央に治定らねば胸のどき／＼釣鐘町恰ら早鐘撞ける思ひにて歩
 足元船越町水に泛べる如くなれば踏占る力も薄くたゞ／＼と平野町にと當掛れば其處に見
 へたる軒並び我から心隠岐の鳥賊劔尖錫の劔尖に對ふが如く猶豫バ干鯁荷造る仲仕輩も斯
 て居りなば怪まんとて思ひ切たる心地して乃ち天野屋へとぞ音信ける折節利兵衛の在宿に
 て淀屋の來たりし知らせを聞き頼て一間へ誘引て是の／＼珍られし辰五郎殿此中の當方
 も多用にて些も御伺ひ致さずして意外にも御疎遠中せり先々御堅勝の休是の一段の御事な
 り殊更近頃の御樂事に御勉強の由なるが拙者の常に用繁く寸暇も心に任せず只々煩ひし
 く存するが是に付ても貴公の御身柄はと實に羨しく存するなりとて先方の無心の挨拶な
 れと疵持つ足の辰五郎早胸先へ一番に利劔で刺る、思なり漸々にして時候と無沙汰の挨拶
 終り茶の一碗も喫り居れと發語兼て語も断絶けるにぞ利兵衛の其平常ならぬを早くも認め
 て如何に辰五郎殿貴公のとふか氣色も勝れざる様子なるが何ぞか異常事にても有るか且又
 今日の來臨の拙者へ何か御用談にて候やと先方の發語に辰五郎渡りに船と力を得て然ら
 其事にては今日貴兄を見込て只管御頼申度一義にて參り候が前刻より幾回か言出し兼て
 居り候扱其内實の御依頼と申すの小生然る義理合にて火急に金子二千兩入用にて候が尤も
 是の表立すに調達致度譯合故支配人共への内分にて期限の向ふ五ヶ月限り何卒一時の御融
 通を下され度御頼申度候なりと云ふ利兵衛の聞より是の事新しき御咄しかな如何の次第か
 存せぬ其當主たる貴公が畢竟内分の表向のとの世間へ對して唱ゆる迄にて御入用の譯立を

何とて貴公が家の支配人にて兎や角異義をば申間敷存するなり且又拙者杯の素より商人にて貴家の長者との甚しき相違なれば金の副敷時の千兩の金も心に任せぬ時あり又然る時ばかりに非ずして多分に金の寝る時もあるれば此時に於ては夫は二千兩や三千兩の何時にても御用立申べしよし又手元に金の拂底なれば逆御頼筋に由りては即時にも用立致すべきが全休右の如く内外を秘みての入用とは何事の遣拂か他言の致さぬ具さに御咄し有る可し只右の通の御口上で即諾との承知しがたしと云ふにぞ辰五郎の最赤面してされば其金の行道の實以て不面にて我口より御咄し申すに堪へざる事乍ら或る人との立引にて小生へ引取べき入費に此金子入用にて尤今更先方の人へ手渡し致す時の此辰五郎生涯の名折れ身にも替難き次第に付何卒此所の所を御勘辨に預り度存候なりと云ふさればなり貴公が夫程の大事なればよしや其金の行道が支配人共の意に満たすとして現在の主人が名折とも成るべき場合なれば假令主人の黙止す了簡なりとも淀屋の家の名折に替難し却て支配人共が其譯立すべき等なるに貴公の斯程の大事を却て支配人へも内分にて只金子さへ借用すれば夫で能いとは是第一の不審なり畢竟貴家と拙者が家との先代の頃より御懇意にて御心易き事なれば只其心安立てより金借せ貸ふの一條の随分拙者承知も仕り手元に無くば他家より金の融通して御廻し申さぬ事無ければ此所の辰五郎殿能く聞れよ若し御咄しの如き金の入用が却て淀屋の家の爲にならぬと認めれば別て御心易き貴公なれば此御頼みに應じ難し是の只貴公へ對して懇切を割くにては無く御先代古安殿最後の時に小生への御頼み我子辰五郎の未だ幼稚にて其成人の見終難し御手前の年も長じ居れば彼れが成人の後ち心添へなし吳よ淀屋の家を太切に相續すべきやう親の遺言を傳へてよと御頼受し此利兵衛夫故諄言

御咄し申すが貴公にも能々此の所を御思案なされ右二千兩の行道が家の悪評に成らぬ事なれば明日にても明後日にても金子の何時にても御廻し申べし今一度能々御思案し給へかし其上小生へ御申越あるべきなり今日の先づ此儘にて御歸宅あれよイヤ何辰五郎殿是の此程承りたる事なるが彼京都の灰屋が最愛の女房も遂に獨り冥途へ赴きし由にては是の貴公も御聞なるべし扱其女房の御咄し致さんが貴公の未だ幼稚の頃にて委くの御存じ有まじ本六條三筋町の遊廓にて吉野と云ひし全盛なるが其心さまも最優美で誹諧茶の湯にも妙を得たれば糸竹の道の云迄もなし尙ほ學問も有る事其朋輩女郎が筑前の儒者貝原何某に馴染居たるに頼て此先生も修行充て今は本國へ歸らんとし夫々離別の益せしが此時彼吉野の貝原氏の世の普通の人のにあらぬ一筆進らせんとて贈りしみの短文なれども某先生大に感じ普賢菩薩が江口の遊女の中に在りしこの實此なり逆其多を甚だ稱美して今尙之を珍重して居らるゝとぞ是に彼灰屋が當主紹益の一度三筋町に遊びしより吉野が容色心操に愛で最打込て通ければ吉野も是を悪からず思ひ終に夫婦の契約せしに紹益が内を外なる行爲を其父甚だ怒りて追出したりけるが吉野の大に之を悲しみて五條坂邊に小家を求めて紹益を此所に住らせ其身も頼て年の明たれば乃ち此所へ諸共に手鍋下ての住居其中一人の女子を儲け貧しき中にも両親が蝶よ花よと傳育て愛を慰む便宜として數年の間不自由を堪ぎ貧乏極めて暮し居たりとぞ何と辰五郎殿如何でござらふ世に君傾城に買馴染互に意氣合投じて深くなれば之を其身の規模とも名譽とも思ふ者大抵遊里へ通ふ男の心中に望まぬ者有升まい然すれば此紹益と吉野が所望適ひて五條坂なる住居の世の通人とも呼れ粹な人なり通客なりと稱へらるゝ者の望む所の目的で有升ふ何万兩の身代を潰し又其家督

を受襲ぐ身を捨て九尺二間の貧乏暮しが何の所詮と成らふ者ぞ然るに吉野の其心操が人に
 優りて發明なれば此貧乏世帯の中との云へど夫婦の間に争論なせし事、些もなく貧の窶
 れの免がれぬも身の行儀より取廻しが尋常に踰へて在ける中一日の事俄かに群時雨の降來
 りて少刻の晴間も見へざりしが此時一人の老人ありて傾く軒端に侘氣に雨の晴間を待つ者
 あるを吉野の見るより便無く思ひ軒端にしぶきを避け玉ふより最見苦しく候へども此方
 へ入りて凌がせ玉へと招じ入れていたはり居しが老人の其深切に打脱び暫時の雨を避け居
 る中其傍を見て遣るに貧しき家なれば調度の類ひの有らふ筈なし只茶の湯の器物を見當
 りしかば試みに茶を所望するに吉野の點て差出す其身の構へ帛紗捌き茶の服加減迄一つと
 して法則正しく有けるにぞ奥床しさの心移りて目を止め心を注て四邊を見るに貧に足らぬ
 の見へ透されれど都ての物事優美なるが別て四五歳の女の兒身の見る影もなき衣服乍ら其
 尋常の行儀好ければ着たる菅大臣編の針目衣も綾や純子に勝りて見へば是の仙境に入たる
 か若しくは年経たる狐狸の婦人と變りて我を欺く者なるや然れども詞の音調と言ひ萬の行
 跡中々變化の者に非ずと半信半疑の其間に雨も歇て晴天と成けるにぞ一禮述て立出けるに
 其後人に語りて此五條坂の優にやさしき事を告げれ、其人の之を聞よりも思はず笑ひを吹
 出し乍ら夫こそ貴息の家にして婦人の吉野女の童の二人の間に儲けし子にて貴老が爲に
 孫女なりと云ふにぞ之を聞て老人の心に悦び渠が吉野にて有ければ倅が惑ひし尤もなり
 卒勘當を免すべしとて是より夫婦親子を呼迎へ家督を譲り渡せしと云ふ事、有升は是でこ
 そ紹益も吉野も平常日頃の望の叶ひ苦勞の終に大家の奥様と成り濟し生涯好た男に連添ひ
 人も羨むばかりなれば紹益も亦た好た女の爲に一旦肉身の親にまで勘當を受け其上未だ

馴も仕付けぬ貧乏住居の困難を究め揚句お勘當の免され身代の我所有と成り尙又氣を入た
 女房と暮す事故其悦びの如何計か想像する事、有升叔此上の夫婦友白髪迄も添添てまだ同じ
 穴へも埋めて貰ひ三途の川岸で待合せ六道の辻も手を曳合ふて地獄の脇道より直ぐに極樂
 浄土へ到り弘誓の船に同船して一蓮の上で安座して又同く生を托すと云ふ願望でも有升
 たらうが然る手前の思念程の参らぬものにて紹益が爲に最愛可愛の女房の契りも短く纏
 か二三年の間に死で仕舞はれ永き年月辛苦と艱難で仕上た程の利目なく吉野も亦た其通り
 此上の我娘をば天晴人にも勝る、様に仕上ぐべく何を教へん彼着せんと愛兒育る樂も所天
 と語合ふ起臥も斯ふ短かうての實に差引勘定甚だ引合ぬ譯でござらうまだしも吉野はどの
 心操能き女なればこそ永の年中夫婦喧嘩した噂も聞かず否聞かぬ計りで無い紹益と貧しい
 間に斯う中能くの参らぬ者で有升是の紹益が六條柳の馬場の遊里より吉野といふ玉を拾ひ
 上たもので有て已に吉野に先立れた時に紹益が「都をば花なき里となしにけり吉野を死
 出の山にうつして」と詠で歎かれましたされば世に其身の有福にて何の不足もなければ其
 金銀の威光に任せ遊女に狂ひ終の請出さうの退さうの一段となる者もあれ、又冗費に止度
 無くして親兄弟に見放される者も有升若し夫も身受して退かさする望みの叶ふた時であつ
 ても手に取なやはり野に置き五行草で鼻の先に付た揚句の吉野程の心操の者で無ければ未
 始終添添るの六かしいものでござる故に吾妻否さ吾妻女の意氣張も強く仙臺様の心に任
 せず却て窶々しい島田三十郎に意氣地を立る女も有升うが其相形に成て意氣地を立て貰ふ
 た三十郎も何の手柄で有う一向褒られた譯で無く却て家名に疵を付たと申者でござる振ら
 れた仙臺さんの振られた計りで跡腹の病る事、無いが是も大小世間の評判にか、れば乃ち

其家に疵の付た事でござらう是に因て君子の危険に近よらすとの誠て有る事故貴公の其様な思ひもあらねば不束な所行の有べくにもあらざれども未だ御若年の其許何不足なき御身柄ゆへ御爲を存じてツイこの御咄しに及だ事でござれば向後危き場所の近よらす只々家名大切に御心得有べし蟻の穴より堤の崩る、例われば如何な大家でも豪富でも不時の災の無しといふされず只常平生が大切に御座れば此邊能々御勘考ありて是非とも入用の金子ならば過刻やた通り明日にても明後日にても御立替やべし某も今日の公用もござれば是にて御別れやべし貴公に御歸宅ありて萬づ御考の上再應の御返答待やなりと示されし利兵衛の詞の身に舞々と打込られし辰五郎性本善の人間なれば脊の一面に汗に濡れ自づと泛ぶ感涙を漸々拭ひ面を揚げ重々の御深切何分宜く願ひ奉つると詞少な返答して心の咎め居たまらず逃るが如く天野屋を辞して歸り往にけり

辰五郎再び手代に金策を依頼事
并權六謀書を以て天王寺屋の金を借る事

然る程に辰五郎の心に恃みし金策の目的たる天野屋利兵衛よりの貸さぬと云はねば貸と共云はず却て真綿で首を締らる、遠廻しなる和らかさ異見に逢ひて言出す事の扱置きつ背の一面に冷汗に濡り乍ら逃るが如く歸りしが我居室に引籠りて右様左様案ずれば現に利兵衛殿の示されし如く不圖せし處より吾妻に馴染夫より以來の内を外なる身の行ひ母人始め半七六兵衛あどい是迄度々の強異見も仕て呉たれど毎度空吹風に聞留めざりしが今日の只今利兵衛殿の夫といふぬ異見の趣き嗚呼我誤てりといふと稍く心の善玉が我身を責て暫時の眞人間の境に入らんとせしが眼前に散るる吾妻の文通手に取揚て讀み見れば斯う深くなるも

前世の縁貴郎と妾のいつの世か結びし夫婦がなま中に此世で再び逢初参らす事と思ひ樂しみ参らせの其程思ふ妾が身若し此儘にて御別れやし仇しき人に引されて阿波がり何と往れうぞ夫も叶はぬ程あらば阿波の此身の消えころうた方泡と成もやせん憐み玉へと水莖のみづくしたる筆の後嗚呼不便なり然も有らん袖振合すも他生の縁初めの然程思はざりしもツイ深くなりて中々に誠を尽す吾妻が深切只普通の遊女が如きにわらねば是の必ず此文の通り前生にての縁なるべし然すれば今斯く心を苦しむるも免れ難き因果の中若し此身受を遅々する時の必定吾妻の死つべし兎も角此所の金の才覺して一旦吾妻の身を退せ其後ち身をバ慎むべし然なき時に一度約せし詞も立たず尙夫而已ならず此後ち辰五郎が面も廢り何とて人中に出らるべき嗚呼金はしや詮術もがなほ復た揺げ出す悪玉が終に感情の動物に刺戟して固より身の修まらぬ辰五郎再び狂ふ意馬心猿煩惱の犬絆を放れず戀の奴に引廻さる、こそ是非なければ是に因て辰五郎の又氣に入りの手代權六と幸右衛門を招き今日天野屋に於ての子細を語り只管金調の事を求むるにぞ兩人も稍少時の思案を凝し居たりしが幸右衛門の頭を擡げ何と權六殿御主人の前にて些異な物なれ共今度の入用金の今橋の天五にて借る事と、せば忽ち金の得らるべきが天王寺屋五兵衛様の若旦那も度々新町にて御出逢有事故九軒の噂も知らぬ事によも有まじ然すれば是へ向けて主人の名前にて融通方を申入たりとも彼是と口實を求めて金の貸すまじきなり仍て今度の小西源右衛門殿を借主として主人を受理となさば相違なく埒明くなれば先づ天王寺屋へ引合ふて見んと思ふの如何若し其如くする時の權六貴公の毎度松江の御屋敷で天王寺屋の主人とも出逢ふことわれば其應對の貴公が役目なるが此義の如何で有うぞと述べければ權六の膝を進ませ成はと

宜い所へ考が付しかな何を云にも火急の入用なれば此の一番幸右衛門が巧案の通りに致さぬバ叶まじ諸々天王寺屋への某し行き向ふべしとて豫め辰五郎へも示し合せ權六の天王寺屋五兵衛が方に詣り取次を以て主人に面會したき趣を申込しが頓て一室に招じ少時ありて五兵衛の立出是の淀屋の御手代權六殿態々の出と云ひ殊に拙者へ面會を申入られし如何なる要用にてや承るべしとわれ權六の低頭して御多用の中へ御邪魔の次第にて候へども今度伏見町なる小西源右衛門方に當時荷嵩み金銀拂底の所已に長崎表へ差下すべき藥種仕切の代金二千兩に差支へたれば知り合の中を以て辰五郎方へ其融通方申來り候所折悪く私方にも上納金一時に差つと金銀入用の折柄にて四五日の處手間へ候へば御當家にて融通方願ひ度尤も辰五郎受判仕べくにては何卒小西源右衛門へ二千兩御貸渡し下されまじきや此義御伺迄罷出候なりと逃れぬ五兵衛打聞て是の是のたまの御頼みなれば權六殿御出の詞に任すべし然し乍ら伏見町の小西に未だ面會もせざれども辰五郎殿より御加判とある事ゆゑ承知致したり証文御持參われバ金子の御渡し申べしと答へけるに權六の仕濟したりと大に悦び乃ち暇を告て立歸り此事幸右衛門にも語りて此上の小西源右衛門殿に頼み借主に立て貰ふばかりなるが小西の方への吾主往來して調へ玉へと云ふ幸右衛門の考へ居たりしが否と權六殿彼天王寺屋五兵衛殿が二千兩の金をも早速貸すとに承知せしは是偏に小西屋が平生より質素にて物事手固きを以て小西なれば慥かなりとて斯く速かに埒明きたる事なり故に今小西屋へ詣りて斯々の入用にて金の天王寺屋より出るに付願いバ貴家にて借主に御立下され候へど頼むとて中々容易に承知すべき人に非ず慈ひに口外して先方に聞入れ呉ざる而已ならず若し天王寺屋へ知れし時の天王寺屋亦た秘密を覺

り折角出来かけた金も是が爲に破談となれば勞して功なき而已ならず忽ち入用金に差響き又新しく當惑する事なれば此所の只手段を以て一時の窮を凌ぐに如かざるなり幸に小西屋よりは毎度取引用にて送り越したる請取の手形あれば其手形の印形を盗み細工を尽して早々埒を明くべきなり寸善尺魔と云なれば早々事を計ふべしとて小西源右衛門方の請取を取出し夫是と撰わけて鮮明なる手形の判を切り抜きて是を前紙に認めたる証文へうつして巧みに謀判を据ゑ之に辰五郎の印形を盗み出し加判を添て天王寺屋へ持往さけるにど天王寺屋の斯る巧みの有るとい知らず世間の評判儘かなる小西屋と云ひ信用厚き淀屋辰五郎が受判なるに心を容し一旦り証文を請取りたる上金子を附與けるにど權六の一禮述て二千兩を借受け此由辰五郎へ注進に及びけり

因に記す此天王寺屋五兵衛なる者の大坂船場今橋二丁目に於て尤も年久く住居して其姓を大眉と稱す大坂人の口牌に傳ふる所に天王寺屋が先祖の代に於て弘法大師の未だ釋空海にて内典修練の砌償却に堪へざりし事ありしに由り此天王寺屋にて錢を借り償還せられしにぞ其時の券證の今に此天王寺屋に在りと云傳へけるなり然れば其舊家なる事の推て知るべし殊に此大坂に於て金銀相場所を設け兩替業を窺めし者の當家にて大坂の地の金銀融通天下に冠たる者の一に此兩換法金銀相場所の賣買諸國爲替の輕辨自由の便宜に據る者なりとす後世十人兩替と稱し諸國の金權を占る如き勢力ある者天王寺屋五兵衛の其主座にして大坂府下の兩替商其他御爲替組杯稱する者を始め北濱金相庭所に入する者の何れも此天王寺屋五兵衛の指揮を受る者となせり明治の初年金銀相庭を廢止せられし後の此相庭所の乃ち大坂株式取引所と爲れり而して天王寺屋も廢藩置縣の世の變

遷に遭ひ大夏支ふる能はず終に其處を離れて東京に移りしと云ふ

辰五郎藤屋の吾妻身受の事

并時行歌芝居狂言の事

夫病を發して藥を服し醫師を尋ねて療治を乞ふに當に咽の濁くに臨んで井戸を穿るを思ひ比隣より出火せし時に臨で急に土藏を建んと氣を揉に同じく更に其甲斐あるべからざるなりされば淀屋辰五郎が家に於て其母始め支配人輩の已にして辰五郎が放蕩淫逸の後に於て拘束の法を立て夫も尙ほ漸を追て揉撓の方法によらず忽ちにして不足を告ぐるの金額に給するをや冷炭再び熾なるを誘導に同じく是が爲め辰五郎が若年血氣の欲情益々壯んに慕り前後を顧みざるの拙計を施すに至る者是其支配人の處置宜きを得ざるに由るなり其災禍を未萌に防ぐこと能はず終に格式の名家を亡ぼすに至るこそ惜みくも尙ほ餘ありと云べけれ扱も辰五郎の手代權六幸右衛門兩人の才覺にて望む所の金子二千兩を得てしかば其悦び云はん方なく直ちに駕籠を命じて九軒の揚屋に來り例の幫間末社津田玄哲高橋彌五八笹屋傳兵衛鼓の師匠幸野喜右衛門狂言師入のうじ庄右衛門を呼よせ手代權六幸右衛門杯と揚屋の大座敷に於て酒宴を催し權六の吾妻が親方を招き先達て約定の通り吾妻太夫身請の金子二千兩尤も先日四百兩の指入置たれば今其殘金千六百兩員數を改め受取らるべしとて兩掛取寄其中より金子取出し遞附しければ親方の大に悦び是の太夫の身代遣かに受納め申べし則ち吾妻の御手活の花餘り火急の御身受ゆへ太夫が廓の名殘の準備も未だ備はり申さず是より直ちに準備に取掛りても只今直ぐにとの御受け申難く候が明日の美々しく里飾り朋輩共にも祝儀させ目出度廓の門出致させ申べきが此義を御伺ひ申なりと云へば權六の辰

五郎へ此趣を通ずるに否々太夫が身を退かせたり共先づ暫時此揚屋に置く心算なれば左様大層にせられて甚だ困る譯なれば朋輩女郎を始め引船禿若者其外茶屋小家下女仲居等の成丈け質素に祝儀を逃ふる様に計られ度とて是より揚屋の亭主と親方へ諸事を托して華飾り引祝ひ等形の如くに振舞ける是に於て吾妻が悦び大方ならず手の舞足の踏をみ覺へざる程勇みしかば太夫主御目出ふ吾妻さん御羨しうと遣手親造禿等が異口同音に褒立れバアレ御見あんし太夫さん今日からの淀屋の奥様能い一對の御夫婦じや此後とても御目掛られて下さんせ恰當内裏様見る様ちと藝妓仲居が追従口の囂然四海浪靜にてと玄哲が謠出せの千秋万歳千箱の玉を献ると喜右衛門が一調の鼓ばんの音も常よりの牙て聞ゆるに此歡びの外への遣らじとわんもうと入のうじが狂言を勤む傳兵衛彌五八の三國一の御取濟したしやんくの手拍子潔きよく銀燭宛然白晝の如く杯盤の珍肴佳酒席中に堆くして實に酒池肉林の樂しみも斯やと思ふべかりけり恁て辰五郎の已に日頃の望も叶ひければさんざめかして悦ける此入費に二三百兩を費せしと云ふ辰五郎が日頃の氣質にて實に尤の事ありけり

因に曰く淀屋辰五郎が吾妻身受の儀式等最も盛況ありし事大坂中に膾炙せしかば其後

ち吾妻受出せ山崎與治兵衛とて歌に作り大坂町中にて唄ひ流行せしより遂に之を狂言

に仕組み辰五郎を山崎與治兵衛と替名して脚本としたりしを後に與五郎と唱て吾妻と

道行狂亂の藝道に仕込て演ずる事にかれり
木全彌右衛門辰五郎が白無垢を答ひる事
并手代權六幸右衛門淀屋を出奔の事

木全改右門

辰五郎が

白無垢を

答むる因



叔も辰五郎の已にして吾妻が身をバ根引して日頃の願望の叶ひしもの、家内の首尾も悪し
 ければ之をも急に引取難きに由り先づ其儘に揚屋吉田屋喜左衛門が方に預け置き晝夜に限
 らず通ひ来て淫樂遊興に日を暮しけるが一日の朝辰五郎ありしが駕籠に乗りて歸りけるに此
 日の殊の外蒸熱さが上に辰五郎の此旦の後朝に餘程酒をば過して今歸途に駕籠に揺る、
 事おれ甚だ暑くして頭痛を覺ゆる心地しけるにぞ此時上着の小袖を脱かけ駕籠の簾を揚
 させ四つ橋ある播磨屋源七方にて拵へさせたる銀の長煙管を嚙へ紫檀に銀金具を打たる煙
 艸盆を久三に携せ何心なく新町通を東口の門を出で、今しがた順慶町井戸の辻迄歸り來に
 ける茲に大坂御城代松平因幡守殿の町目附役木全彌右衛門に市中巡廻として今此所へ
 往蒐りけるに向の方より駕籠に乗り下男を駕籠脇に隨へ鷹揚として來る者有しが近附ま、
 に見て遣バ白無垢を着せる人ありしにぞ木全彌右衛門は是の有位方あらんが斯る潜行
 こそ不審しけれどて少く道路を譲り乍ら屹度注目けるに其者は是れ町人あり然れ共上着の
 脱翻りしが衿袖口も掛けざる白無垢の下着を着たる者にて有之故彌右衛門の家來に命じて
 駕籠を止させ何者あるぞと尋問させけるに淀屋辰五郎と答へけるにぞ木全彌右衛門の目前
 見届けの誦き書付を以て御城代因幡守殿へ上申に及びしかば因幡守の書附披見あるに爾々
 の山を記したりけるにぞ是ハ捨置べきに非せとして直ちに其事を町奉行大久保大隅守へ吟
 味申付られたりける是に因て大隅守殿に淀屋辰五郎早速に御召有ければ辰五郎の何事や
 らんと驚き乍ら猶豫すべきに非れば手代附添ひて罷出けるが此時も同じく下着白無垢を着
 し居たるにぞ御奉行大久保大隅守殿にも目前之を御覽じ淀屋辰五郎の其方か而て其方何
 れよりの御免にて白無垢を着用しけるぞと問はれければ辰五郎と驚き差俯覆一句も返答

出ざりけるにぞ手代六兵衛の身に大に氣遣ひ是の大事に及びし連心甚だ危険ながら何と分
 疏の道立たざれば主人の身上に拘はるべしとて些く前みて頭を擡げ主人を開き口を開き候
 義の重々恐れ乍ら一通り申上るべくにて候辰五郎義小袖着用仕つり候事の先祖淀屋三郎右
 衛門義神君様へ御忠勤の廉之れ有り侍分格式御朱印等下し置れ其後ちも御當家様へ勤功
 仕候廉を以て御公儀様より御代々の御紋附御服を拜領仰付られ候義に付式日の御禮等に着
 用仕候事に御座候間御寛大の御聞濟願上奉つり候と述るにぞ大隅守殿熟々と聞取りて曰く
 汝の不易の町人あれは時服拜領の事尤かり夫の格別白無垢を着する事の式法有るぞ已に諸
 侯にても次男より以下の着用叶はざる事あり其外大名高家の家來に於ては何程の高祿を領
 するとも曾て着用すること相成らざるの御制禁あり尤も出家長袖と婦女の格別あれは御構
 ひなき事あり右に付或の袴袖口を染色に替へて用る時は白無垢に立たざる筈あり辰五郎
 汝の此義を心得て着用致せしや如何に辰五郎恐るゝ頭を擡げ御察當の趣き具に承り誠に
 以て恐入て候右様重き御事との私些も心附申さず只何事無う着用仕つり候所只今御叱りを
 蒙り始て悔悟仕つり候事にて深く恐入い何卒御憐愍の御吟味希ひ奉つり候と述べければ大隅
 守殿重ねて如何にも右様あるべし心附かず着用せし事に相違有まじきが右様重き御制禁
 あることを心附かず町人の身分にして眞の白無垢を着せし事免れず御上を恐れざる振舞不
 届至極に付牢舎申付る所侍分に立置る、由緒有る者に付今日より揚屋入り申付るなりと申
 渡し辰五郎の其儘拘留の身の上との成にける茲に又今橋ある天王寺屋五兵衛の方にて先
 達て淀屋辰五郎が加判にて小西屋源右衛門へ貸附し金子の返濟期限にも成ければ天王寺屋
 より淀屋の手代權六を呼よせ先日淀屋より小西屋へ口入の金子約束の月も已に切れたり貴

様の方より請取りて早々返濟あるべしと云ふにぞ權六の之を聞き畏りて候万一先方都合に
 て延引にも及ぶべき事からば當方より返却致すべし尤も掛合中の延滞の日數の其利足の所
 日歩の割合にて受取下さるべしと答へ置きて引取りしが幸右衛門とも相談して種々金策を
 巡らしけるに兎角融通付かざれば今の支配人半七へ事情を打明け天王寺屋へ返濟せんかと
 云ふに幸右衛門の之を聞いて否々半七殿へ事實を明せば已に主人の印形を盗み出せし廉の我
 們兩人其言譯の有ざるあり尙は印形而已にあらすして印形盗出しの廉より某を疑ひて我
 が預りに成て居る器財庫の鍵と取上げ其上器物の點數を調ぶるやも知れざるあり事此に至
 る時の鹽町の藤屋十兵衛殿方へ頼みて五百兩の典物に入れたる五品の不足が顯れ我兩
 人の忽ち追出さるゝかり權六御主の此所へ心が注ぬと覺へたり外に思念を仕替ては如何わ
 らうか權六の之を聞いて如何様幸右衛門の云通り其所へい些も氣付かざりしが段々考へて見
 れば我兩人が身の上だけあれば蔭乍ら御主人より庇保ても下されうが此二ヶ條が明白に
 されば御主人も亦た押込隠居の知れて有る是で我身計りか主人迄も難義と掛る次第ゆゑ
 如何しても他家にて金調せねば叶はぬ事とて幸右衛門とも大坂中を走り廻り又辨問の連中
 へも事情を明し是にも周旋を頼み何分早く借入れて速かに返濟し詐偽の跡を覆はん物とて
 火氷に成て奔走しけるが思ひも寄す今日辰五郎の揚屋入りと成けるにぞ此噂忽ち大坂中に
 廣がりければ天王寺屋にも亦た之を聞き辰五郎の身の上をば最と氣の毒に思ひけるが然る
 にても小西屋の金返濟のこと權六が歸りしまゝ今日が日までも何事の返答も無し餘りの事
 ども云べきに尙又淀屋が今日の取込にて其心配と混雜にて權六も亦た小西屋へ掛合ふ事
 も能はざるべし是の兎も角も一應直ぐに小西屋へ掛合ふべしとて五兵衛の一人の手代に命

して催促の使を遣はしければ小西屋源右衛門の大に驚きイヤ天王寺屋の手代衆此源右衛門へ二千兩の金を貸したと云ふの口上で有が是の思ひも寄らぬ使に預るものか此源右衛門の小西は否小西源右衛門の未だ二千兩位の金あらば他借致さず其常時何時にても備へ有るあり夢にも知らぬ飛た事を聞く者かれ外聞千萬迷惑の事あり罷歸りて此段五兵衛殿へ屹度申聞られよと放し切たる返答あるにぞ使者の手代も亦大に驚きて走歸り源右衛門が述たる辭の趣きを報じければ之を聞より天王寺屋の主人五兵衛も亦大に驚きて暫時の詞も無りしがハテ合點のゆかざる小西屋の返答かか慥かに印形据へたる借用證文まで差遣して有乍ら餘り顛倒した詞の趣き是にの必定仔細の有る辭あらんに誰か有る手代共一人淀屋へ往きて權六を呼び來るべしとて使を遣は權六の只今相談事にて手放し兼ねれば後より參る趣を以て使の手代の歸りければ五兵衛の稍時刻延るまで待居るに未だ來らず是に因て復た使を遣はし手間の掛けされば使と同道にて來られ度と云遣れば委細承知仕り居れば直ぐは同道申す筈かれ共暫時にて手明さを得れば今一時の間御主人様御待ち下さるべしとの趣きに付天王寺屋にての其詞の如く待居たりけり此方にの亦た手代權六天王寺屋より頻りに來る呼使の常に變りし様子に認めけるにぞ是の必ず小西屋の一件に付て大事の出來せし物あらんとて潜かに幸右衛門を人さき所へ招き云々の由を告知らせ最早此所に居られざれば我の天王寺屋へ赴く都合にて其儘直に身を隠すべし和殿も直ぐに立退かれよ猶豫すべき所に非ずとて目立ぬ様に準備あし淀屋の店への天王寺屋より度々の呼遣ひ有に由り赴く由を述置つ、立出ければ幸右衛門も目立ぬ物を取纏め脱去出づべき機會を待居たる處へ天王寺屋よりの已に時刻も移れば迎又々三度の使の來りて權六を同道せんと云入れたり淀屋の店に

ては權六は貴家へ赴く由にて餘程過刻程罷出たりとの答あるにぞ天王寺屋の使の大に訝り是は存外あり當方にての今に入來を待ち居る事されば出違ふ筈あし若し權六殿に於て道よりとべき用向にて有べきやと問ふにぞ幸右衛門の進み出で否果して用向の有無は知らねども途中に立寄るべき所も有れば小生御使と同道して其方まで尋ねて見申そべし少刻御待ち有るべしと斷り自身も亦た衣服を着替へ此趣きを傍輩に告置き天王寺屋が使と共に立出つ、浮世小路ある津田玄哲が家に詣り幸右衛門先づ音訪て權六の來りしや否を問へば主人玄哲の表の間へ立出是の幸右衛門殿能う御出御尋ねの通り權六殿の過刻より拙者方へ入來せられたるが今少し過刻是より今橋天王寺屋へ赴く由にて立出られたり幸右衛門殿和主も御用事無く些上らるべし茶にても進ずべしと云へば幸右衛門の表の方に向ひ天王寺屋の御使の衆只今御聞の通り過刻より當家に在しが今少し先刻貴家へ赴きし由かれは定めて只今の尊宅に居り申べし故に小生の是にて御別れ申べし迎玄哲にも一禮述て本來し方へ引還せば天王寺屋の使の其儘東へ立歸りたり

天王寺屋五兵衛出訴の事
并手代幸右衛門召捕るの事

憊て天王寺屋五兵衛が方にての關係人ある淀屋の手代權六に要用有れば來るべき旨再三の使に及びしが今又三度目の使立歸りて淀屋が店の口上付ては外の手代幸右衛門ある者の曰く權六途中に要用の有無の知らね共若し立寄しも圖られねば問合せの爲め其家迄同道し浮世小路の醫師の宅にて問合せば過刻より來り居て今の先き天王寺屋へ赴く由にて立出しとの趣きに付是處にて彼幸右衛門とも引分れ立歸りたる趣きを主人五兵衛に報せしか

十六

是の怪かるべき事か今に於て權六の來らず最早黄昏時に問も有らず猶今少し相待つべし
 連天王寺屋の其心して居たりしが午後六時さへ疾過て早初更の鐘さへ告渡れ其夜の其
 儘打置て明れば未だ曉明程より淀屋が許へ音訪へ權六幸右衛門の兩人の昨日午後の酉の刻
 前後より外出の儘歸らずと使の聞て立歸り此通りを復命す彌々異變あるべしと五兵衛
 の手を拱み考居しが追々様子も聞へけるに權六と幸右衛門ある兩人の手代逐電したりと
 知れければ五兵衛の曰く權六と今一人の手代が欠落は合點の行ぬこと共あり是の捨置くべ
 きことに非ずと尙又小西屋源右衛門の方へ使を遣はし云はしめける様先日の卒然にも
 貴家へ向け貸金の事を申入候ひしが一應御返答の趣きの承知致し然れ共表沙汰にも相成り
 かねば貴家の御名義にも關はり申すべき事に付一應御足勞下され直談申度候ありと云送りけ
 れば何事の次第あるか存せね共跡より出向くべき返事ありしが頃刻して小西屋源右衛門
 入來せしかば五兵衛は出向ひ一間に招じ入れ時候の挨拶も終りければ扱問ふて曰く今日斯
 く御光來を願ひし主用と申の本年二月の中頃にて候ひしが貴殿方に長崎表へ御差送りに
 成るべき藥種の仕切代價一時御拂底により二千兩調達すべき趣に付拙者より御立替せし
 筈の事あるが此義の如何ある義に候べきやと問へば源右衛門曰く然の其事あり此間も御當
 家より使の口上を承るに實に竊耳に水と申すべきか尤も是迄にも淀屋辰五郎殿への取引上
 の事にて金銀の請渡しの度々致せしが是逆も計算上請拂に止りて差引過不足有るに非ず
 況や本年の唐船の入津も少なければ毎時遊金而已にて二千兩や三千兩の金子を他借すべき
 所以ある事なし無實も亦た甚しく存するありと云ければ五兵衛の押返して然らば借用證文
 に貴殿が判を据たるは如何あるや源右衛門は否假令幾千枚の証文が貴殿の手許に在る共小

十六

西源右衛門に於て借たる覺え無しと云ふにぞ五兵衛の曰く然らば是非を是より官府へ訴
 へ申すべきが御異存有まじ否哉サア如何様とも勝手に召れよとて小西屋源右衛門の立歸
 りける五兵衛の何事も穩便にて其行違を糺さんとすれども一方の關係人淀屋の手代權六の
 出奔して行衛知れず加判の主たる辰五郎の官府に拘留るる身の上小西屋の木で鼻括る返答
 に付今の據る無くて月番の御奉行松平河内守殿へ訴へ出にける是に因て奉行河内守殿の天
 王寺屋五兵衛方に取置き有る處の證文を吟味する所借主小西屋源右衛門にて請人加判淀屋
 辰五郎を召れ乃ち伏見町五丁目藥種商人小西屋源右衛門を呼出し尋ぬるに一向覺え無き旨
 を答ふ是に由て辰五郎を召出し調ふるに是又前後曾て存せざる旨を述るにぞ段々吟味あり
 しが必定是の口入人の所爲に出るものあるべしと本訴に目が注げるにぞ淀屋の手代權六を
 呼れけるに權六の幸右衛門と共に逐電の趣き淀屋方へ届け出るに因り然らば兩人の者手當す
 べしとて捕亡方の指令ありければ町奉行組同心は其手先きの者乃ち千日鷲田天王寺芥山四
 ヶ所の者共を四方へ馳せて權六幸右衛門が行衛を専ら探索致し居けるに天王寺屋より訴へ
 出たる手續きに由りて浮世小路ある津田玄哲も召出され權六と交際の間柄かどをも吟味わ
 りて是より辰五郎が最負にせし幫間末社輩のことも知れければ役筋に於ては手抜無く其
 家々を窺ひ居たりし一夜幸右衛門の潜かに塩町ある笹屋傳兵衛方へ音信來蒐りしを待ち
 設けたる捕亡の面々御錠さうの聲と俱に忽ち押へて繩を掛け其夜の船塲安土町通ある料屋
 町の町會所にて同心川合某が下調べに及し處元淀屋の手代ありし幸右衛門ある趣き自白せ
 しかば乃ち之を引立て翌日奉行所へ差出しける町奉行松平河内守に淀屋手代兩人逐電の
 後ち幸右衛門が器財庫の鍵役にて珍器道具類渠が出納致せしに因り庫中を調べ見しに家の

重寶なる太閤殿下より下し賜はりし徽宗皇帝眞筆なる白斑の鷹の畫軸と藤原定家卿が小倉の山莊にて認められし和歌の色紙五枚黄金の鶏の隻羽と朝鮮本人參一箱金の藥罐の五品紛失の趣き訴へ出あるにぞ組與力小泉與右衛門に命じて糺問に及ぶ幸右衛門始めの程は彼是陳じて實を吐かざるにぞ拷問の榜笞を以て責問ければ苦痛に堪やらで遂に權六が指圖に由り盜出して彼に遞附申したりと白狀す尙又其品物の往向きを責問へば權六之を持參して鹽町の質商藤屋十兵衛方へ典物に差入申れる事と存候此後の事の私に曾て存せず權六御召捕の上御糺問願ひ奉つるありと云ふ然らば其方が權六と同日に出奔せしは豫て權六と示し合せたる事かれは其方に於ては權六が行衛潛居處を存せざる事の有まひ眞直に申上よ些にても僞言を吐ば骨を碎きても責問べしと威嚇の詞に幸右衛門根が無頼の惡黨にもあらざれば齒の根も合はず戰慄出し而色蒼生泣顔に涙を翻して申様然らば候權六には私を潜かに招き今日天王寺屋より屢々我を呼びに来る事過刻より知り居るべし此義に付ては我身に係る大事かれは是より我の出奔すべきが此姿にては不都合なれば今又天王寺屋の使來たれば跡より赴く由を述て先方の使を返し當店の手前へ天王寺屋へ赴く都合にして立出べし和主も亦た器物の一件と云ひ常々親密の事かれは中々當家に居り難し故に潜かに準備して後又天王寺屋より使の來たれば權六の早過刻貴家へ赴く由にて出掛たるが要用の有無の存せぬ其途中に立寄る方もあれは同道して其方を尋ねんとて和主の手早く衣類を着替へ使と共に店を出て浮世小路の津田が方へ來るべし我の過刻まで同家に居りて今が天王寺屋へ赴きし由を津田支替より述させん然れば使の者と此所にて別れ其後ち和主は何方にて身身を避せ一時逃れば又爲術ありと權六が詞に隨ひ其通りに仕つり淀屋を出奔致し昨夜御召捕に相成

りいこと相違是をくいと聲戰慄して陳白するにぞ奉行所には此申口に付ては未だ詮議の有る奴をれ共先づ今日は此儘下よと下役人に命じて直ちに高原ある牢獄へこそ曳れければ懸りければ主犯人ある權六の捕亡方を一段嚴敷下知せられける

權六捕縛糺問の事
并淀屋辰五郎入牢の事

茲に又今一人の相連れある淀屋が手代權六は中々狡猾ある男にて目先き早き者あるにぞ高飛びすれば却て夫より足が付き上の手當に陥るべし且又今度の様子も餘所あがら聞知るには鞆を膝下にて潜むに如すと思案せしかば淀屋を出ると其儘辰五郎が末社の一人上町錦町通りある浜人高橋彌五八が方に深く竄み居たりしが役方手先きの面々は疾くも高橋が方へ目星は注て居る物から四圍に網を張り出入の人々に注意して些も油斷は無き事故却て家内には未だ心も注かざりしが天命ある哉一夜の事此高橋が隣家より火を過ちて障子に移りスハと云ふ間に早天井に焼抜て火の手熾んに燃揚れば火事よ火事よと人々が駭き騒ぎ馳集り承よ水よと衆人が近所の家内に馳入りて井戸水瓶の水を汲取り消防は屋根にて瓦を取除け專ばら防ぎに力を尽せり尤もある哉此通りは大手筋とて諸役人が登城の往返殊更御城にも遠からず已に城外方八町以内は出火警報の町半鐘さへ特別に打方三つの續け打にて人の注意を惹く程あるにぞ今夜の火事には其向々の役人多く三町以内は充滿せり此時火の手は彌々熾んに廣がりて今は高橋の家さへ危き程かれは追々込入る役手の者共下家より直ぐに二階に揚り來り屋根に出んと爲す折しも二階の隅の物蔭に茫然として佇立者あるにぞ役手は透さず馳寄て何者あるやと問試むれども其答ふり曖昧あるにぞ此奴曲者ごさんかれと忽ち評議有ける所先祖の幕府へ功ある者かれは萬事寛典に従ふべき旨一決し御大老柳澤美濃守

重寶なる太閤殿下より下し賜はりし徽宗皇帝眞筆なる白斑の鷹の畫軸と藤原定家卿が小倉の山莊にて認められし和歌の色紙五枚黄金の鶏の隻羽と朝鮮本人參一箱金の藥罐の五品紛失の趣き訴へ出あるにぞ組與力小泉與右衛門に命じて糺問に及ぶ幸右衛門始めの程は彼是陳じて實を吐かざるにぞ拷問の榜笞を以て責問ければ苦痛に堪やらず遂に權六が指圖に由り盗出して彼に遞附申したりと白狀す尙又其品物の往向きを責問へば權六之を持參して鹽町の質滴藤屋十兵衛方へ典物に差入申たる事と存候此後の事の私に會て存せず權六御召捕の上御糺問願ひ奉つるありと云ふ然らば其方が權六と同日に出奔せしは豫て權六と示し合せたる事あれば其方に於ては權六が行衛潛居處を存せざる事の有まひ眞直に申上よ些にても偽言を吐ば骨を碎きても責問べしと威嚇の詞に幸右衛門根が無頼の惡黨にもあらざれば齒の根も合はず戰慄出し面色蒼生泣顔に涙を翻して申様然らば候權六には私を潜かに招き今日天王寺屋より屢々我を呼びに来る事過刻より知り居るべし此義に付ては我身に係る大事あれば是より我の出奔すべきが此姿にては不都合なれば今又天王寺屋の使來たれば跡より赴く由を述て先方の使を返し常店の手前天王寺屋へ赴く都合にして立出べし和主も亦た器物の一件と云ひ常々親密の事あれば中々當家に居り難し故に潜かに準備して後又天王寺屋より使の來たれば權六の早過刻貴家へ赴く由にて出掛たるが要用の有無の存せぬ共途中に立寄る方もあれば同道して其方を尋ねんとて和主の手早く衣類を着替へ使と共に店を出て浮世小路の津田が方へ來るべし我の過刻まで同家に居りて今がた天王寺屋へ赴きし由を津田玄哲より述させん然れば使の者と此所にて別れ其後ち和主は何方にて身身を避せ一時逃れば又爲術ありと權六が詞に隨ひ其通りに仕つり淀屋を出奔致し昨夜御召捕に相成

りいこと相違是あくいと聲戰慄して陳白するにぞ奉行所には此申口に付ては未だ詮議の有る奴をれ共先づ今日は此儘下よと下役人に命じて直ちに高原ある牢獄へこそ曳れければ主犯人ある權六の捕亡方を一段嚴敷下知せられける

權六捕縛糺問の事
并淀屋辰五郎入牢の事

茲に又今一人の相連れある淀屋が手代權六は中々狡猾ある男にて目先き早き者あるにぞ高飛びすれば却て夫より足が付き上の手當に陥るべし且又今度の様子も餘所ながら聞知るには筆を膝下にて潜むに如すと思案せしかば淀屋を出ると其儘辰五郎が末社の一人上町錦町通りある浪人高橋彌五八が方に深く竄み居たりしが役方手先きの面々は疾くも高橋が方へ目星は注て居る物から四圍に網を張り出入の入々に注意して些も油斷は無き事故却て家内には未だ心も注かざりしが天命ある哉一夜の事此高橋が隣家より火を過ちて障子に移りスハと云ふ間に早天井に焼抜て火の手熾んに燃揚れば火事よ火事よと人々が駭き騒ぎ馳集り氷よ水よと衆人が近所の家内に馳入りて井戸水瓶の水を汲取り消防は屋根にて瓦を取除け專ばら防ぎに力を尽せり尤もある哉此通りは大手筋とて諸役人が登城の往返殊更御城にも遠からず已に城外方八町以内は出火警報の町半鐘さへ特別に打方三つの續け打にて人の注意を惹く程あるにぞ今夜の火事には其向々の役人多く三町以内は充滿せり此時火の手は彌々熾んに廣がりて今は高橋の家さへ危き程なれば追々込入る役手の者共下家より直ぐに二階に揚り來り屋根に出んと爲す折しも二階の隅の物蔭に茫然として佇立者あるにぞ役手は透さず馳寄て何者あるやと問試ひれども其答ふり曖昧あるにぞ此奴曲者ござんされど忽ち

四十六

歴へて括り上げ釣鐘町の町會所へ連れ往きたり斯て衆人が力を尽して消防かすにど火は幸に廣がらす其夜の三更頃に鎖りける此に於て火事場掛り盜賊吟味役人は釣鐘町の會所へ入來り繩附きの者引出して種々糺問に及びしが火事場働きの由自白すれ共疑がはしき廉多く有り殊更其面体背格恰權六が人相書きに符合せしかば役手は尙も榜笞を揚て責問へば終に堪らず淀屋の手代權六ある由を白狀に及びしかば頓て西町奉行所へ引立て連往きけり此に於て御手當の囚人權六を白砂の上へ引出し奉行松平河内守出座にて掛り與力盜賊吟味方に小泉與右衛門の調べにて權六が曩に幸右衛門を勸めて淀屋の重器五品を鹽町ある藤屋へ典物に差入たる一條を糺問に及ぶ權六は答へて仰の通り藤屋十兵衛方へは私知り合の中を以て右の五品を預け受判せしに辰五郎直借の趣に拵へ金五百兩を借り受申候此義は主人辰五郎是迄新町九軒杯にて或は諸候屋敷の附合ひ又は心安き人々の交際ちどにて屢々遊興致し候に付ては其入費等も少からず然るに主家に於ては家の爲宜しからずとして辰五郎へは一ヶ月に金三十兩を賄ひ此他一錢の出金も致さず主人辰五郎に於ては是迄の交際又は自分の遊興にて已に茶屋揚屋等にも借財に相成り申候尤此二月節季をどは其以前よりの諸拂金辰五郎手支の處茶屋揚屋の者は支配人半七が受合にて節季過ぎ迄猶豫致し吳候次第に御座候然る處其拂金の借用方辰五郎より私並に幸右衛門へ依頼候に付該所に於て金調を致候へ共已に辰五郎印形は母親支配人共の相談にて取揚げ置き候事故借用証書に押印出來難く又貸方の者出來候得共支配人へ問合せに越し候へは毎度半七より存せざる趣きを以て答へ候に付是が爲に工面出來難く候間右様幸右衛門へ申含め五品を取出し典物に差入れ其金子を以て主人辰五郎が借財に仕拂ひ申候尤も私才覺を以て他處より借財の趣きに主人へ申偽り候

に付辰五郎に於ては此義の毛頭存じ申さずいと逃けるにぞ次に天王寺屋五兵衛より訴へ出たる二千兩小西屋源右衛門借用金の事を糺問に及びしが種々に陳じて實を吐されば是に於て辰五郎始め幸右衛門玄哲彌五八其外揚屋吾妻が親方藤屋並に鹽町の質商藤屋十兵衛をど關係の者共を呼出し突合せの調べに及びけるが終に首謀人の權六にて幸右衛門の其荷擔人あり辰五郎は其情を知りて其金を私用せし者に付謀書の罪免れ難く是に於て辰五郎の今日より改て牢舎を言渡し權六幸右衛門の各入牢申付玄哲彌五八藤屋十兵衛の何れも町内預けと成りにける

淀屋辰五郎が一件江戸伺の事
并柳澤美濃守殿下知の事

然る程に北濱ある淀屋に於てい今度主人辰五郎驕奢に長じ身分に應せざる白無垢を着せしより御咎め蒙り段々吟味有し所に夫而已ならず拜領の御紋附を着し數度新町九軒等へ遊興に赴きし事顯はれ其上二千兩の金子小西屋源右衛門が借主に自分の請人加判と爲りて天王寺屋五兵衛方へ謀書を以て借受し事共明白に露顯し其罪彌々重くありけるにぞ此上如何なる罪科を行われんも計られずと老母の勿論支配人半七の別て心を痛め是始め主人が放蕩を撓整さんとして餘り嚴酷法を立て不自由を掛しより纒かに二千五百兩の事にて斯迄淺猿しき事に及しかと連千金を積で役人方へ賄賂罪の輕からん事を種々と手を尽しける然れ共淀屋辰五郎事の御當家へ對し御奉公の者おれに迎今回の仔細を書付を以て大坂町奉行大久保大隅守松平河内守より江戸伺ひとぞ成にける是に因て將軍家に於てい御老中方書付を點檢し評議有ける所先祖の幕府へ功ある者おれば萬事寬典に従ふべき旨一決し御大老柳澤美濃守

五十六

吉保へ此趣き進達有ければ美濃守吉保殿に委細を聞届け暫時工夫有て申されけるは辰五郎事若輩者の思慮に乏しき至りとの雖ども過分の驕奢に長じ莫大の金銀を費すこと是れ天下の寶貨を魚末に致す罪あり次に拜領物の御時服を着用して遊廓へ趣く事御時服を穢す不敬の罪あり又町人の身を以て白無垢を着する事是上を恐れざるの不屈あり三に他人の借用と偽り謀書を以て二千兩を偽借せし事此三つを以て罪を糺さば宜しく死罪にも行はるべきが然れ共渠が事の所由ある町人と云ひ且當時専ら御慈悲の御政道あれば老中方評議の如く軽く仰せ付られ然るべし付て我察する所は畢竟辰五郎が若輩者故是其手代輩が私慾より出たる事に紛れを故に此手代輩を死罪に行ひ辰五郎義の先祖の時に於て神君様へ御軍用の御手傳仕つり江戸御城御造營の榎木材獻納せし大功等あれば其餘慶を以て死罪を免し山城綴喜郡八幡侍格三百石の朱印地を召上げ三ヶ津御構ひ追放申渡し家内欠所申付江戸表へ取上然るべしと命せられける

因に記す當時大老柳澤美濃守吉保朝臣の飛鳥も落る程の權勢にて諸侯幕下諸寺諸山より時候の進物參府の御土産領國の産物等名付て此權門に縁故を求めて出入する者夥しく常に門前市を成し賄賂苞苴の品物寶貨を進ずる者も亦九少からざる趣きを以て世上に柳澤殿の強欲ありとの噂頻りあり此時又世間に御爲ごかしと云ふ諺流行出しける是の彼泥屋が欠所も其實の美濃守殿泥屋の寶物藏に満ち大金山の如く貯へ有由を聞及ければ欠所にし自己拜領せんとの下心にて斯の如し是上の柳澤殿御爲めくと稱へて私欲を行ひ將軍家を始め諸侯万民までも困め下の今度の泥屋の老母支配人半七兩人の辰五郎懲しめの爲と思ひて金銀を渡さず當用の手支を致して無分別の金銀を借り終に廣大の家督を失

ひ惜い哉浪花の長者と呼ばれし程の家柄此時に至り亡るといふ是爲と思ふて存付しが却て主人を倒せしかりとて扱こそ斯は御爲ごかしと云囉せしとあり是將に天人を以て云はしむるの聖言の如く柳澤家も亦た後年名譽を貶すに至りしかり
 恚て大坂町奉行所に於て今度江戸表よりの指揮到來してければ乃ち泥屋辰五郎が故の手代權六幸右衛門兩人の千日に於て梟首の刑に處せられ浮世小路の醫者津田玄哲鹽町の笹屋傳兵衛大手錦町ある浪人高橋彌五八の三人の大坂三郷拂ひ申付猶又鹽町の質商藤屋十兵衛の泥屋の寶器什物の豫て御城代御町奉行例年御改め有事を存じ乍ら此中の五品を受判無しに纒かある金子を以て典物に取る事不届かりとて家内欠所に召上られ天王寺屋五兵衛の泥屋辰五郎が加判にて小西屋源右衛門借主の謀書を取置き金子貸出せし段右の印形調べ方籠忽ちかりとて御叱り申渡し二千兩は損失と成ける扱又泥屋辰五郎の當日高原の半屋敷より引出され罪名の趣き讀聞せ死罪にも處せらるべき所先祖の功に免じ其死を宥し三ヶ津御構ひ八幡朱印地召上げ家内欠所の上追放申付る旨を申渡し上本町ある札の辻庚申塚まで役人に送られ終に此所より追放けり此時大坂中の人々の僅かに二千兩の金子にて斯る富家の況哉此大坂の名に響きし名家が一朝にして滅亡するの甚だ疎てき事ありとて當時心有る人々の大に之を歎せしとあり

淀屋辰五郎家内欠所附立の事
 并沒収の寶器点數大略の事

恚りし程に大坂町奉行所よりの附立の檢使北濱ある淀屋辰五郎が家に赴き家屋地面家財残らず沒収にかよふ今其所有に係る物を大略列記すれば

一大坂北濱通三丁目泥屋辰五郎家敷地

百間四方此坪數一万坪

一同家作

三千八百坪

一間口二十間奥行四間の土藏

四十八戸前

全家什珍寶の内尤も名高きもの

一金の鶏 一羽目方八貫目宛

一番

是の支那唐の代玄宗皇帝の御物ありと云ふ此鶏家に變有時の鳴くと稱へて泥屋第一の寶物あり已に此度泥屋滅亡の前夜土藏の中にて聲を發して鳴きし由今に云傳へり是固より無稽の妄談亦た辨するを須すと雖も其名の高きこと以て知るへし

一黄金の小鳥 一羽五匁より八百目迄 十二羽

一珊瑚珠 枝長さ三尺六寸二分 一本

一徽宗皇帝自筆鷹の書掛物 一軸

あり

是の泥屋か先祖三郎右衛門豊臣太閤秀吉公より拜領の一軸にて實に稀代ある名物

一蘇東坡自筆竹の畫 一軸

一藤原定家卿小倉山の色紙 五枚

一小野道風筆富士山の詩 一巻

一紫式部自筆物語本 一十三本

一五郎入道正宗作刀脇差 二本

一粟田口義光藤四郎義光刀 二本

一三條小鍛冶宗近刀

三本

一大和千手院出雲天國以下名刀

百六十七本

一白銀の椀

五十八前

一黄金の藥罐

五十八前

一堆朱の椀

百枚

一堆朱の盆

百枚

一金の碁器

一組

一唐渡碁盤

一面

一金銀碁石碁筒黒檀

一組

一楠正成所持の鏡

一面

一豊臣太閤の唐冠

一蓋

一唐物大視箱

一枚

一伽羅の膳

七枚

一唐物大手氷鉢

二十五枚

一虎の皮

二十五枚

一唐渡横十間の毛氈

四十八枚

一大毛氈

百五十枚

一小毛氈

二十八枚

一硝子砂子障子

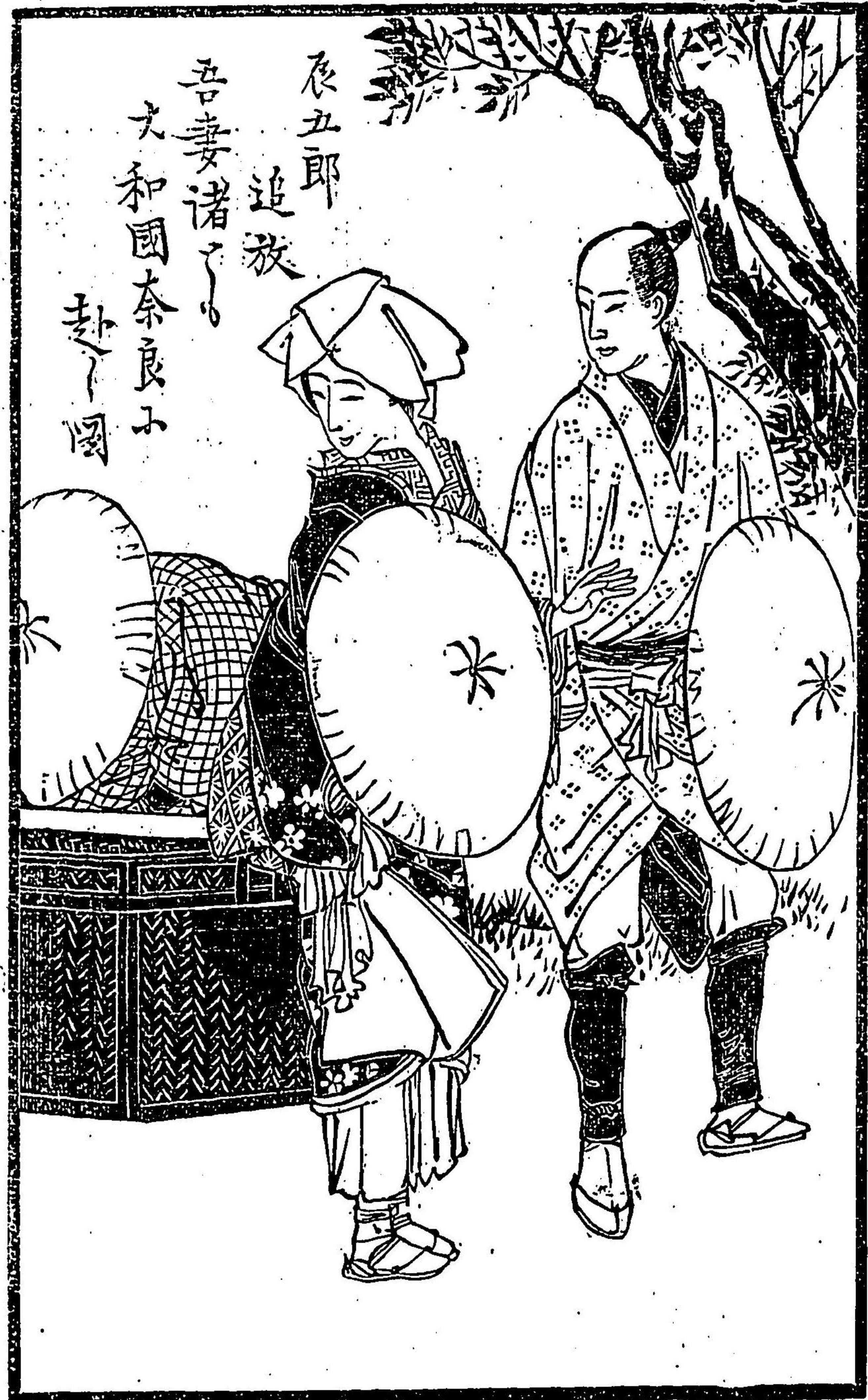
二十八枚

- 一硝子籠 二百枚餘
 - 一狩野古法眼雪舟雲谷土佐光信以下の畫軸 三百四十幅
 - 一掛物類并唐繪和歌類 一 軸
 - 一巨勢金岡筆鐘馗畫 一 幅
 - 一兆典主出山釋迦 一 卷
 - 一鳥羽僧正畫卷物 三十七本
 - 一鎗長刀 三通り
 - 一馬具 三 通り
- 此外器什枚舉に違わらず
- 一大坂抱屋敷 大小 八十二ヶ所
 - 一和泉國堺抱屋敷 十一ヶ所
 - 一伏見抱屋敷 八ヶ所
 - 一京都抱屋敷 五ヶ所
 - 一攝津尼ヶ崎抱屋敷 四ヶ所
 - 一攝津所々田地 二千石餘
 - 一和泉國田地 八 町
 - 一河内國田地 三十八町
 - 一伏見田地 七 町
 - 一丹波田地 九 町

- 一八幡田地 御朱印地 三百石
 - 一大小船舶 十八艘
 - 一諸大名以下貸附證文 貳萬貫目餘
 - 一町家へ貸附證文家質共 九百三十拾貳貫目餘
 - 一御用金 但徳川家康公朱印御證文 八 萬 兩
 - 一有銀 八百萬五千貫目餘
 - 一有金 拾貳萬兩餘
- 以上大概を記す此外召使男女の
番頭手代二十餘人 丁稚下男八十七人 下女三十四人等の比構無く皆々其親元へ引取
ける

淀屋辰五郎追放の身とある事
并吾妻手代六兵衛附從の事

夫れ人間にんげんの一生いっせいの風前かぜぜんの雲夢くもゆめの間に散易ちりやすく三界さんがいの氷上こほりの泡光あはひかりの前に消ること疾はやし榮花はなぐわの是れ春はるの花昨日きのう日盛ひさかじにして今日こんにちの衰おとろふ實けや有あ爲ため轉變てんぺんの浮世うきよの中なかの春去はるり花散はなり秋來あきて葉落はるの理ことわりり樂たのみ盡つくさて悲かなの早はやく來きるの今更いま驚おどく事ことにのあらねを毎時ごと月夜つきよの明あるさものと思おもひ居ゐたりし辰五郎たつみごろう昨日きのうの榮花はな引ひかへて今日こんにちの刑餘けいよの追放人おいはな其形かたち容かたちも寢々みずほしく今いましも庭中にわなか塚つかの立離たてはなれけるが去さにても是こゝより何れいづれの方かたへ落着おちつかんとて思おもひ惱なやみて辰巳たつみの方石かたの華表はなの瑞垣みづかきの穴あな賢かしこし是こゝぞこの昌泰しやうたい四年しよんねんの其昔そのむかし忠誠ちゆうせい無な二にの御身ごみすら他ほかの讒言ざんげんに住馴すまれし花はなの都みやこを跡あとにさし慈悲じひと情なさけの妹いもと兒こを心強こころくも振捨ふるてあはれや氷こほりのうたかたの干ほさぬ濡衣ぬれぎぬ打被うり心筑紫こころの船ふね



辰五郎
追放
吾妻諸君
大和國奈良よ
赴國

出の時浪花堀江の小々浪荒く御船も危ふく見へけるが辛ふじて此所に着き玉ひし菅原の神を祀りしにぞ其寺の名も是よりい落着寺と稱へしを今又訛りて餅搗寺といふ云ふめるが我の宛然訛傳るてんでて餅を其儘に尻餅搗し此様休の是れ自ら爲せし災禍にて誰を怨みん様無く誰が憐みを斯とだに知るや知らぬも凡あべて彼こそ淀屋の宿無しぞと疎み果あん淺猿や只願く此神の天満つ慈悲を垂玉ひ是より以來の自己が身の落着安く守らせ玉へと苦しき時の赤心に信心銘じて祈願しつ東に歩み往々て産湯の森に來たりけり實能く思へば我も亦た大坂の水にて産湯せしが今日を限の故郷と思へば專ど懐かしく産湯の清水手に掬ひ懺悔の口を濡せし胸の一人清々しく真如の月をも宿すべき背に廣き味生の池映らふ影の窶々しきは是見て愛を味はへと慈愛ある姫古曾の神こそ示せる物あらんとて石壇升りて社に額突き祈念を凝して居たりしが旦那の向方に在すあり我所天無事にて在するかとて片邊の森の樹間より轉ぶが如く馳來るは是あん始めの新町廓ある藤屋が抱の太夫吾妻こと今の辰五郎が思の妻名を改めしお妻にて續いて來る其者の淀屋に古き手代にて忠義者として人讃し六兵衛と云ふ男ありける嬉しや御目に掛りしと只一言の詞より先立つ者の涙にてお妻の辰五郎の膝に覆俯て只潜然と泣居たり六兵衛顧て辰五郎に對ひ御主人が今回の御災禍と御家の滅亡の今更何共申上るに詞も無し思出せば權六幸右衛門の兩人が大事を仕出かす惡智慧の切て十分一程も眞人間にて貴郎が前の御身持を折を見合せ時に隨ひ御異見申す程されば斯る騒ぎの種をも蒔まじ又支配人半七の正直一方に偏る男にて御身持宜しからざるの不自由を御存じ無き故されば窮屈の思をさせましたからば貴郎には御悔みありて自然と御身持も直るべしと氣に機能の乏しさに權六杯の毒虫を追拂ふことを心付す一圖に御賄ひ而已を滅

少して彼前門に虎を防ぎて後門閉さぬ拙き振舞此吾妻様身受の事も仕様模様で波風起たす
 安く漕着け往る、を貴郎が暴風の御氣質と半七が枕束下手も重船頭到底斯も覆りし今回の
 曉御後室様への御氣の毒貴郎の艱苦の御不便を今更御合せ申顔無しとて男泣にて在り候
 へども假令涙が血に成うが最早六日の菅浦十日の菊の未だ愚か葬禮出しての醫者咄し何の
 詮方も有べからねば今日御主人の御先途を御見立て申す譯で無れど其道筋迄出掛て御別
 れ述てい如何ぞと勸め例の正直一偏此顔提ていどうも御合せ申す面目も無れば我と思ふ
 て此品を足下の手より御主人へ差上申て吳よとて渡せしもの此文庫是こそ後日御用にも
 立べき大事の品あれ御籠略無き様申上て吳らるべし而て此一千五百兩の藤屋へ返す五百
 兩と天王寺屋へ返却に當てたる二千兩此二口も今度の上の裁許に依て今更不用あり故に天
 王寺屋の分より一千兩を御後室様の御賄に充るべし且又後室様御身の上の半七引受御仕へ
 申せば御主人に何方にも吾妻様御召連れ御住居有て然るべし御安住にも成し上後室様
 御迎へあさる、迄の幾年にても御介抱仕つるべければ此義の御安途遊ばす様申上置き吳よ
 とて最耻入て居り候へば此だん御勘辨有まはし、尙又別に一千兩是の公儀へ付立てあらね
 ば乃ち今の身代あり何れも兩掛の中に入置き候其外手代一統子供下男も御別れの御對面に
 何れも罷出で申やう頼みて聞へ候へと上への聞えも如何ぞ存じ名代として四五名の過刻よ
 り二軒茶屋にて待受け居り候就中久三の嘉助事の此後何國に御住居ある共御召仕下され度
 と眞實以て願出候に付乃ち同人召連れ來りて候尙又私儀も何の御用に立たずとも御別れ
 申すに堪がたければ嘉助同様何國迄も御供仕度存ずれば此義を御聞き玉はるべしサア嘉助
 殿是へ來て主人へ御願ひ致されよと取次ぐ詞の下よりも怖々出る下男の嘉助且那樣御機嫌

の体嬉しく存じますると不骨律義の荒男がホロリと翻す一取に述る辭の少くも籠る眞實の
 數多きの實頼母しき男ありける辰五郎双眼の涙を拂ひ今更悔むも跡の祭り喧嘩過ぎての棒
 千切最も益なき諄言ながら半七あり六兵衛其方あり母人と共々に度々諫めし眞の道は踏入
 らず茨荆棘我どわが心曲の横道へ迷ひ入しど一生の誤り一匹の馬が狂へば千匹と其方を始
 め家内の人々も難義を掛る辰五郎最面目無き限りあり何ぞ半七の過失あるべき殊更母の御
 先途を我に代りて御介抱申て呉れる心志厚く喜び思ふぞかし又其方なり嘉助なり是上見る
 影も無き某へ奉公盡さんとの眞實の悦び何に比ふべき偏に頼み申すなりと身の不始末の後
 悔に人々俱に泣下る吾妻の悲哀遣方なく喃其御身持の始めと云へん妾を愛し玉はりしより
 内外の人に氣疎まれ仇し女の有らずもがなと左こそ悪しみ坐すべし又此度御家の災出來し
 元はと云の復々疎てや此吾妻染さへ無くば斯らましと御腰元より幼なき丁稚衆迄も思ふら
 ん最と理にこそ有べければ彼方此方へ言譯に亦に伏て謝罪せんか慙不良死を遂なば又此上に
 御名もや出ん夫而已ならず所天にの夢にさへだに見もやらぬ聞も怖し牢獄の御住居其御先
 途も見終ずして敢死なれば又更に我儘者と御憎みの程も甚悲しくて夫や此やに死も死なれ
 ず明暮歎く涙の淵の自己が名に負ふ吾妻なる裏見の瀧の湍にこそあらめ眼の泣腫し朦朧と
 確と物色の不分明の霧降瀧の濕氣かも御無事に易々御出ます様と燈籠様の神符を祈り籬が
 島の松も久しく秘ひ思の外が濱に鳴かはしたる善知鳥やすかた空に血を吐く思ひなりしを
 後室様の御情深く一夜稍地に御招ねきなされ是喃吾妻思ひ掛けない今度の騒ぎ其方の妹脊
 妾の我子身をつみて知る人の上戀しかるらん戀しかりけりさこそ悲しく有つべし我の吾子
 の氣に適ふ嫁とも思へば其方に疾にも遭度う思へども餘所の思惑人の口彼見よ親が斯通

り息子に甘い育て柄家を滅すの道理ぞと戸の立られぬ侘しさに今迄つれなら仕たわいのう
堪てたもやお妻殿其方の若や悲しさに突詰た事仕出かすやらも圖られず今の中々東の間も
逢ふて早くも止めんと扱しも語合ふ事なれば必ず短氣仕やんなど世に有難き御誠め又半七
殿も詞を添へ今の周章る所でなし心不動在るべしとて彼方此方の御辞が千百倍の力にて斯
の存生居りました今日御無事で御出ましと聞より専心御目の勇み御目に掛つた嬉しさ悲し
さ能うまわ無恙で居て下さり升た是に付ても後室様また妾を呼玉ひ最う今日からの散々ば
らく別れに一目辰五郎に逢度事山々なれど世間を憚り戀しさを堪へて今日の逢ませぬ
其方の彼子と諸共に中好ら無事に暮してたも所求めて住居も定まら一日も早く迎へてよ
呉々も身を大切に煩らはぬ様辰五郎へ傳てたもれと後室様涙を秘み御傳言此御無事なる様
子をば何より先へ御知らせ申たいと思の程を後や先き掻口説こそ道理なりけれ辰五郎の之
を聞き嗚呼有難き母の御慈愛世間に忍ぶ御心中の如何ばかりにか坐すらん是を思へん戦慄
とする我身の不孝後悔先に立されども此後心入替て細々乍らも淀屋の家督再び立て御覽に
入れん然いさり乍ら今度の江戸京大坂三ヶの津涉構ひ受し身の上なれば時節待間の住家を
ば大和の奈良に定めなん日々暮しと身の形容も過し榮華の夢の跡塵生にあらぬ魯鈍の小
生邯鄲ならぬ産湯の丘又産れ子の辰五郎産湯の水其儘に肝膽洗ひし心の清潔良や住宅の
浄からぬとも馴るゝに櫓の葉世渡りに兒の手柏の二表過去と未來の更れども現在質素と正
直に道を守りて一筋に彼心火を焦し氣を燻かす氣に入る妻の若州も只春の日に任せたらな
む緩々事を取設け古へ咲さし八重さくらけふ九重に色見せん皆々來れど田圃道二軒茶屋當
て趣きけり

淀屋辰五郎和州奈良に寓居の事
井家名立置願ひ江戸下向の事

恁て淀屋辰五郎女房吾妻手代六兵衛下男嘉助の主従四人の産湯の木蔭を立出て今しも稀れ
に玉造二軒茶屋へと來蒐れば夫と見るより淀屋の人々右と左に取籠り御無事の御體裁何よ
り以て悦ばしう存じ升過般以來の御心遣い嘸御辛勞にて御在さんに御氣を休むる隙も無く
所定めぬ御身の上一入御心中察し奉つる我々斯て在るものゝ差當て施す術の奈良坂やねぢ
けし所存に候はねども六兵衛殿の詞に隨がひ只御見立を仕つる御用のをりの何事も以前の
通りに思召御命じ下され度存じ升る手代共一統の詞に代りて我々より此段聞へ奉つるとて
離別を述べれば角前髪に丁雅仲間の総代にて是又一通りの口上述べ鼻を濡す少年の情誼尤
なりけり跡へ廻りて賄老母と前帯の腰元是の召使ひ下女一統の代理者乍ら初めより只よ
ど泣き居り且那樣御機嫌能うが關の山吾妻様御介抱頼み參らするの一言もあやの涙に聞計
りなりける此外下男の喜八駕籠の甚兵衛大工手傳泥工の棟梁各見舞の口誼を述べ辰五郎
の一同へ夫々能に挨拶し何れ時節を待て名跡御立置き願ふ筈なれば目出度う對面する時あ
るべし人々何れも機嫌能う暮さるべし最早是にて別れんとて目禮しつゝ立出れば影見ゆる
迄人々之を見送りける主従四人の早大今里をも打過て急ぐとすれど熟れぬ脚元僅かの道も
菅の根の長々しくも思ひ乍深江の郷に來りしかば妻笠横折三度笠吾妻の更に市女笠此所の
名物なれば各之を買求め頭に被り褙端折て旅に赴く準備も調ひけるにぞ道を急ぎて歩みけ
れば松原豊浦打過ぎて早くも峠に差蒐りける此所の名に負ふ椋ヶ根峠三里に亘る山道なる
に午の貝さへ最疾く吹き終てけるにぞ二人が馴れぬ道下手の其足元でハ歩とらす奈良へ日

着も覺束なきにぞ此所にて二挺の駕籠を雇ひ辰五郎吾妻を乗しめて只管道を急ぎしかば其日の申刻時分に奈良の町へと着たりける然ば宿泊を求めんとて猿澤の池近き所に於いてと淨げある宿屋を見請けるにぞ卒や彼所に罷らんとて近附き見れば其家号軒の行燈に筆太に印判屋と記すを見るより辰五郎思はず胸にこたへ又印判の事と思ふまじとて其近隣なる小刀屋何某方にて宿泊ける恠て其翌日にも成ければ豫々心安く交際し人の一乗院宮の御内人あるにぞ是に依憑て其世話を頼み聞へければ其人も甚だ氣の毒に思ひ自ら引請何くれと奔走して然るべき家を搜めけるが佐保川に傍て程能き家居の有ければ万事の此人の請合にて借受け此所に主従四人の何を渡世とも無く只徒然の心遣りに鹿の巻筆を拵へて三四年の年月を送り居たりしが寶永六年の春をも迎へければ今年東武へ赴きて朱印地を申請んどの心算なれば此由吾妻にも云聞へ専ら其準備にぞ及びける早世の中春めきて若草山の道芝も青色蒐れべ野守の鏡疾消へて今名に負ふ春日野の原の飛火の陽炎燃れば驚の瀧水ぬるみ佐保川の邊の水烟りて長閑き空にも成ければ去らば大江戸へ立出べし都合によりて吾妻にも江戸へ迎取べけれ共重ねて便りする迄の萬づ六兵衛に打頼み下男嘉助を打連れて江戸表へぞ出にける然るに辰五郎の三都構ひの身分あれば御府内の町家に居るの憚ありとて其以前出入して殊更御用を勤めたる或る國主大名へ願ひ出で其藩邸内ある長屋を借受け是をば假の住居として然べき縁を求めて御老中方へ願出んと思ひ居たりけり此に又豫て入魂にしたりし西國大藩の留守居瀧川何某に邂逅ければ辰五郎の其身の不行跡より今度の埜に迨びし始末を物語り今度出府の次第を話しければ其人甚だ氣の毒に思ひ某が取持を以て其君公へ聞へ上げければ君公にも數十年來立入致せし淀屋あれば兼て御存じ有ける事に

付其の最便き事にぞ有ん扶持して取らせと御意下りけるにぞ是より復た此屋敷に移り扶持米雜用を賜りて何不自由無く日を送り専ら時機を待ち居たりけり

辰五郎家名再興朱印地を賜はる事
并八幡庄移住先祖の姓名に復する事

扱も辰五郎の此諸侯が恩願を受けて只時節の至るを待に付け以前の過奢を心に慙入り是より夏日のさいみの葛衣に近江高島織りの袴を穿ち冬日の絹小袖に蛇形の袴を着て竹の皮表の脚履を穿て江戸市中を往來せしとぞ斯の如く我と我身を誡めければ辰五郎其人の變らね共以前の如き驕奢尊大ぶれる辰五郎やらねば追々交際も廣くありて今日常時江戸御府内儒者和歌發句誹諧の宗匠より名工妙手の人々とも時々際會する事有しが今日の如何なる便宜にてか佐々木文山晋子其角是も辰五郎と同様に豪遊にて名を海内に鳴したる紀伊國屋文左衛門今の隱栖者ある紀文諸とも淀屋が寓居を訪ひければ辰五郎の出迎へ是の雅伯方の御來臨而も斯う打揃ふての出會の實に千載の一遇あり俗に傾く寓居の席と思より外なき主人が對座にて最不束も極れと有の儘こそ風雅とい自分量負の詞をがら諸賢の固より容し玉ふべし卒濁酒を暖め申すべし閑座遊び玉へとて文談雅會の小酌に主客寛ぎ樂めり紀文の即ち辰五郎に對ひ貴家が先年の不慮の事の今更申出るも如何あれども日本一の長者ありと音に聞へし淀屋の家聲他人の身代の如何程を聞くの不禮の事乍ら最早已滅の御家あれば苦しからず其有額を洩し玉へよ一つの後世へ殘す名譽どもあれは左而已罪に非ざるべしと紀文が詞に辰五郎然るあり其事にては某し町家の育ちながら先代古安の時よりして驕奢の餘風に成長して算術さへも知らざる身の上此故に親の讓與の身代が何程有しや知らぬ淺

猿き事にて今更後悔其詮無く慙愧に堪へざる次第あり尤も父古安の時に身代餘程傾きで
 金銀を減せし事夥しとの小生幼稚の時の小耳に聞覺へ居たる事にて候逆辰五郎の起ちて一
 の匣を取出し來りて之を人々の前へ置きて云へる様其拙者が先年追放とありし時に古き手
 代の六兵衛と申す者追放先に待受て是を是の匣を附與是の支配人半七ある者が働にて取除け
 置き候是こそ大事の物あれとて手遞附致したるが是の父古安の代より諸方へ用立て置た
 る金銀の証文を斯く一箱に取纏たるにて候拙者先頃江戸表へ下向するに付き若し用立つる
 事もや有らんと思ひ持參致せしあり不風流あるもの乍ら紀文丈が御求めあれ卒見て玉の
 れとて匣の蓋を開きて見せければ紀文の取上げ詠むるに數千通の貸金証文箱の中に充ち中
 に金高十八万兩と十五万兩を一口づつに用立ちし証文も有り就中是の先祖の時に用達し
 徳川神君御朱印ある金子八万兩の借用証書の有りたりしに流石の紀伊國屋文左衛門も風流
 の宗匠晋子其角も金錢を瓦礫と思ふ佐々木文山も一齊く之を驚歎せしとぞ斯て此後ち辰五
 郎の此西國の大諸侯が御最負深き手引に據りて東叡山寛永寺の院家上野玄光院へ手寄り乃
 ち此玄光院が執達にて上野より老中方へ願の趣き申通せられしが御老中方にも等閑ならぬ
 輪王寺法王殿下の御旨を以て廻達ありし願旨の義に付列座にて評議を盡されけるが稻葉美
 濃守殿申されける様先年大坂の町人にて身分分散にも及ぶ可き場合に臨み最早家産も失
 へんとせしが此時先祖の代に將軍家へ御用立てし廉を以て其金額を以て切金の事出願に及
 ぶ夫切金の事の甚以て容易に許し難き譯ながら已に廢滅に及べんとするの情實を憐み切金
 御許容ありて其家今に相續致し居る先例もあれ取上げ遣ひし度ものかれ共是の夫等と級
 替り一旦召上られし御朱印今故無きに復し遣ひす詮義の難し只其時節を待つべき者あり迎

到底斯る願ひの將軍家の法事等にて大赦の時に逢ざれば容易に聽とせけらるべきに有ねば
 時節を待つべしとの事にて却下せられけるに茲に正徳五年四月十七日の贈正一位太政大臣
 源大相國徳川家康公即ち諡號東照大権現が一百回忌の御法事を上野芝の両大寺に御修行あ
 りて天下に大赦を行われし時來りて淀屋辰五郎が積年の願意も叶ひ御老中方淀屋辰五郎を
 召出して山城八幡に於て古來の田地山林三百石下さる旨申達し即ち朱印を渡されければ
 辰五郎の天地を拜して打悦び多年の愁眉を披きて退出しけるが第一番に一方から恩願を
 蒙りし西國の諸侯へ今度本望満足し御禮を申上げ其外上野玄光院并に留守居瀧川某を始
 め此度周旋に預りし方々へ同勤の御禮を致し日頃懇意にせし人々交際結びし雅俗の先々へ
 も懇懇に禮謝を述で離別の宴を張り東武を出立致しける後辰五郎の奈良の寓居
 を取片付け直ちに山城國綴喜郡ある八幡の莊に赴き祖先の名を襲ひて岡本三郎右衛門と改
 め八幡侍格にて此所に居を卜して三百石を作り取にて前年教示を請けし大坂の天野屋利兵
 衛今の松永土齋老人と昔話あとして最親睦に交際居たりけるが辰五郎に男子無して奈良
 に於て一人の娘を吾妻が腹に設たれば是へ京都二條城代組與力安藤久左衛門の次男同苗文
 七郎を賞請け養子として家を譲りしが後ち享保年中七十餘歳の高年を以て終りけりとぞ

一十八
 因に記す辰五郎已に死せし後ち引つゞきて吾妻も死去したりけるにぞ彼養子文七郎の
 其生得の性質を顯ひし是より彌々身持放蕩にして花洛の遊里を始め大阪新町或ひ其
 郷里に近き牧方驛などの娼女などにも馴染て家に在る事稀なりしが其眞偽の未だ確か
 ならぬに妻女の不義をしたとて遂に之を切害し其後ちの妻も迎へず居たりしが寛保元
 年の頃山城伏見に於て賭博のことより文七郎の是が爲に人を傷けたりしに此事終に官

府に聞へ文七郎の召捕しが糺問の後ち其黨の者と共に伊豆國三宅島へ遠流せられけるにぞ是にて淀屋の家終に斷絶せりと云ふ

版權登錄

淀屋辰五郎實記終

明治廿一年十一月二十八日刷成
同年 十一月二十九日出版

大坂東區唐物町四丁目十二番屋敷

發行者 岡 本 仙 助

大坂北區網島町四十八番屋敷

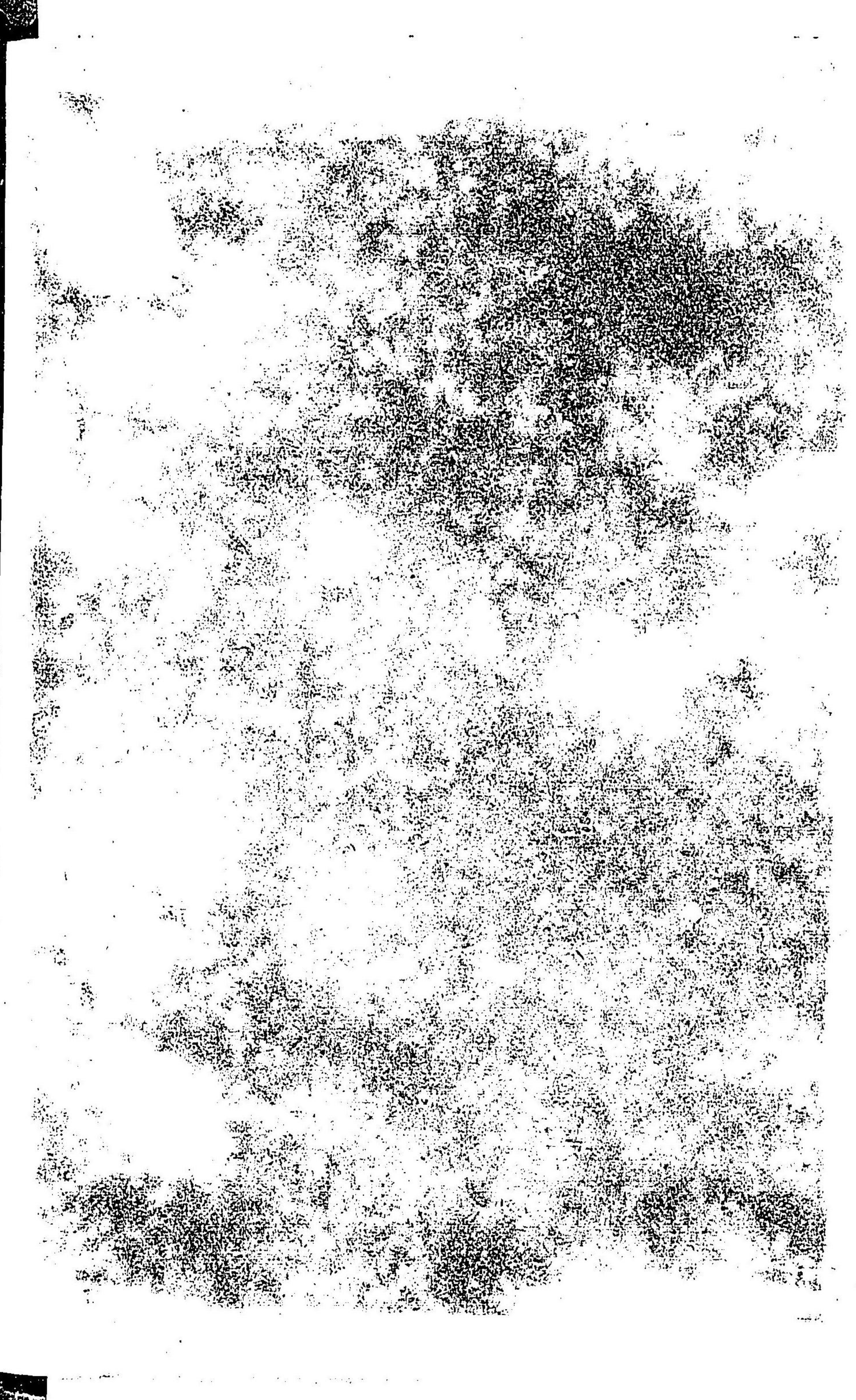
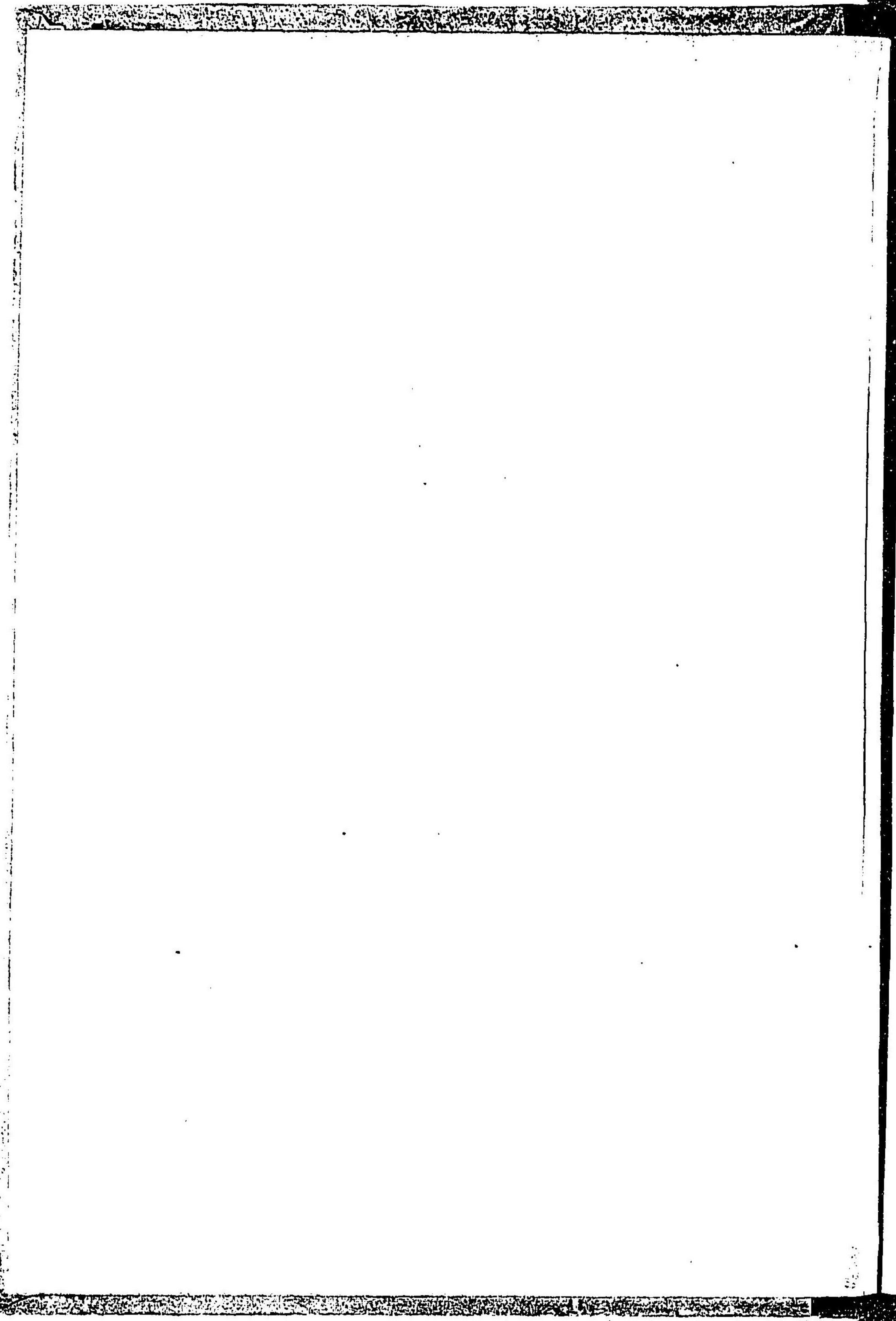
著 者 梶 木 正 太 郎

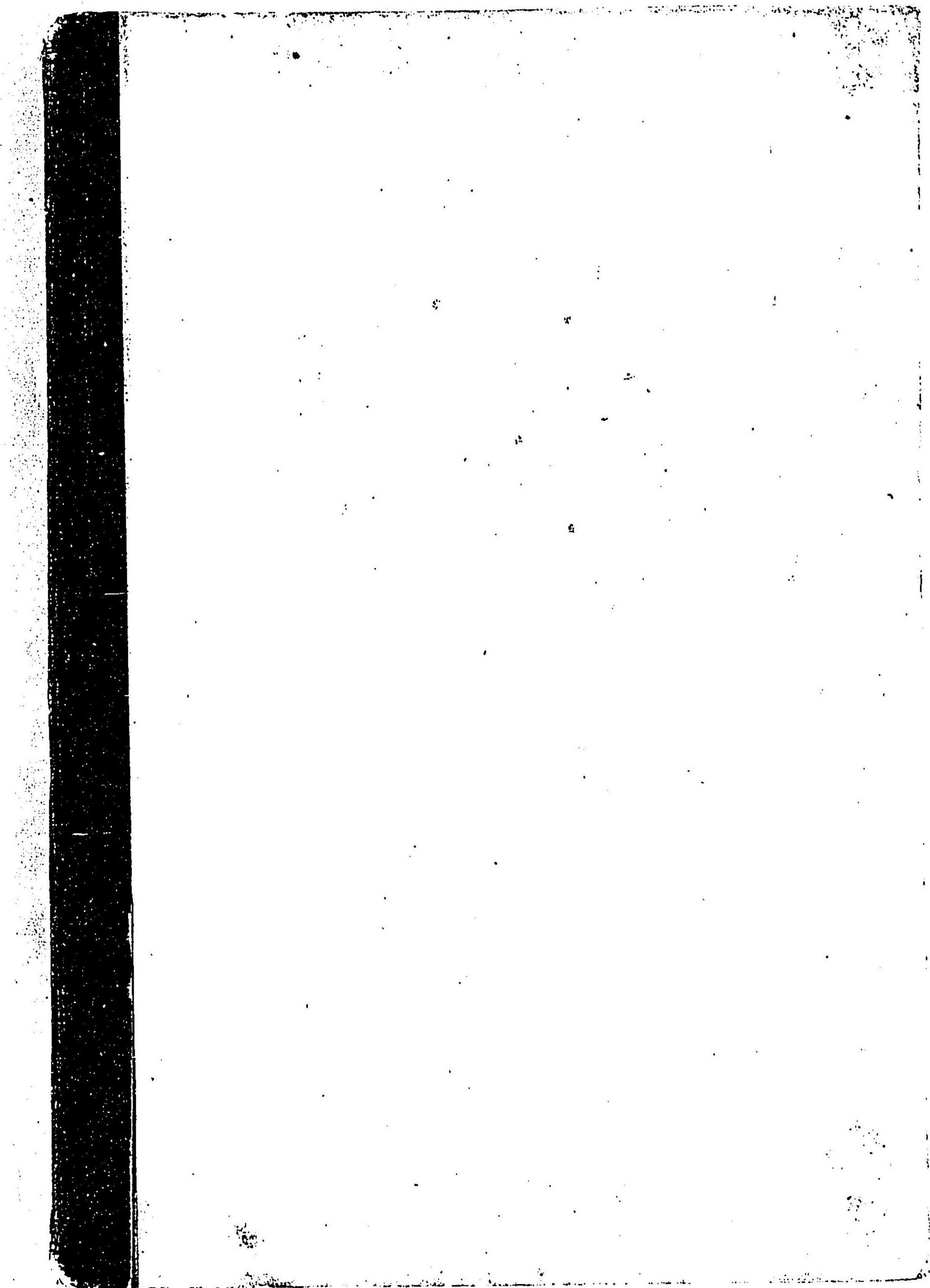


大坂西區京町堀通四丁目廿七番屋敷
盛功社々長

印刷者 中 川 多 助







特 12
626



091540-000-6

特 12-626

淀屋辰五郎実記

天保面 / 著

M21

DBN-2529

